

令和8年第2回教育委員会臨時会日程

〔日時〕 令和8年3月30日（月）午前9時34分開会

〔場所〕 市役所7階701会議室

- 第1 議案第16号→原案可決（教育総務課）
東久留米市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則について
- 第2 議案第17号→原案可決（教育総務課）
東久留米市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について
- 第3 議案第18号→原案可決（教育総務課）
東久留米市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について
- 第4 議案第19号→原案可決（教育総務課）
学校施設更新に向けた基本方針について
- 第5 議案第20号→原案可決（教育総務課）
東久留米市教育情報セキュリティポリシー
（情報セキュリティ基本方針）の改定について
- 第6 議案第21号→原案可決（生涯学習課）
東久留米市学校運営協議会設置規則の制定について
- 第7 議案第22号→原案可決（生涯学習課）
東久留米市立南中学校学校運営協議会委員の任命について
- 第8 議案第23号→原案可決（生涯学習課）
東久留米市スポーツ推進委員の委嘱について

- 第9 教育長報告→報告完了
① 令和7年度後期（10月～3月）の教育長の休暇等の取得について

- 第10 教育委員報告→報告完了
① 令和7年度小・中学校卒業式について
② 東京都市町村教育委員会連合会 令和7年度第2回研修会について

- 第11 議案第24号→原案可決（指導室）
東久留米市教育委員会統括指導主事の任免について

- 第12 議案第25号→原案可決（学務課）
東久留米市立学校職員の服務について

議案第16号

東久留米市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

令和8年3月30日提出

東久留米市教育委員会
教育長 片柳 博文

(提案理由)

東久留米市公告式条例及び東久留米市公告式規則の改正にあたり、東久留米市教育委員会公告式規則の一部を改正する必要があるため。

東久留米市教育委員会規則第 号

東久留米市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則

東久留米市教育委員会公告式規則（昭和27年東久留米市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「教育委員会名を記入して、教育長が署名押印する」を「教育長名を記入する」に改め、同条第3項中「東久留米市本町3丁目3番東久留米市役所前の掲示場に掲示して」を「市役所前の掲示場に掲示し、及び市ホームページに掲載して」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、別に定めがあるものその他教育長が必要と認めるときは、この限りでない。

付 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

東久留米市教育委員会公告式規則新旧対照表

改正案	現 行
<p>第 1 条及び第 2 条 (現行のとおり)</p> <p>2 教育委員会規則を公布するときは番号、年月日公布の旨の前文及び<u>教育長名を記入するもの</u>とする。</p> <p>3 教育委員会規則の公布は、<u>市役所前の掲示場に掲示し、及び市ホームページに掲載してこれを行なう。ただし、別に定めがあるものその他教育長が必要と認めるときは、この限りでない。</u></p>	<p>第 1 条及び第 2 条 (略)</p> <p>2 教育委員会規則を公布するときは番号、年月日公布の旨の前文及び<u>教育委員会名を記入して、教育長が署名押印するものとする。</u></p> <p>3 教育委員会規則の公布は、<u>東久留米市本町 3 丁目 3 番東久留米市役所前の掲示場に掲示してこれを行なう。</u></p>
<p>第 3 条及び第 4 条 (現行のとおり)</p>	<p>第 3 条及び第 4 条 (略)</p>

議案第17号

東久留米市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について

上記の議案を提出する。

令和8年3月30日提出

東久留米市教育委員会
教育長 片柳 博文

(提案理由)

市事務決裁規程の改正等に伴う文言整理のため。

東久留米市教育委員会訓令甲第 号

東久留米市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

東久留米市教育委員会事務決裁規程（昭和58年9月29日東久留米市教育委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

別表各課共通分掌事務のうち6 電子計算組織に関する事項2中「情報化推進リーダー」を「DX推進リーダー兼システム運用リーダー」に改める。

別表1各課分掌事務のうち教育総務課庶務係の部7の項中「掲示」の次に「及び掲載」を加える。

付 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

東久留米市教育委員会事務決裁規程新旧対照表

改正案							現行								
(目的) 第1条から第11条まで(現行のとおり)							(目的) 第1条から第11条まで(略)								
別表							別表								
I 委員会の権限に属する事務(現行のとおり)							I 委員会の権限に属する事務(略)								
II 教育長の権限に属する事務							II 教育長の権限に属する事務								
部庶務担当課分掌事務(現行のとおり)							部庶務担当課分掌事務(略)								
各課共通分掌事務							各課共通分掌事務								
区分	分掌事務	決裁区分			指 定 合 議 先	通 知 先	備 考	区分	分掌事務	決裁区分			指 定 合 議 先	通 知 先	備 考
		教 育 長	部 長	課 長						教 育 長	部 長	課 長			
1の部から5の部まで(現行のとおり)							1の部から5の部まで(略)								
6							6								
1の項(現行のとおり)							1の項(略)								
電 子 計 算 組 織 に 関 す る 事 項	2	DX推 進リー ダー兼 システ ム運用 リーダ ー及び システ ム利用 者の選 任等に 関する こと			○		行政 経営 課	電 子 計 算 組 織 に 関 す る 事 項	2	情報 化推進 リーダー 及び システ ム利用 者の選 任等に 関する こと。			○		行政 経営 課
	3の項から6の項まで(現行のとおり)								3の項から6の項まで(略)						
各課分掌事務							各課分掌事務								
分掌事務	決裁区分			指 定 合 議 先	通 知 先	備 考	分掌事務	決裁区分			指 定 合 議 先	通 知 先	備 考		
	教 育 長	部 長	課 長					教 育 長	部 長	課 長					
教育総務課庶務係							教育総務課庶務係								
1の項から6の項まで(現行のとおり)							1の項から6の項まで(略)								
7	告示を掲示及び掲載すること。			○			7	告示を掲示すること。			○				
	8の項から30の項まで(現行のとおり)							8の項から30の項まで(略)							
教育総務課経理係の部から図書館の部まで(現行のとおり)							教育総務課経理係の部から図書館の部まで(略)								

議案第18号

東久留米市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
について

上記の議案を提出する。

令和8年3月30日提出

東久留米市教育委員会
教育長 片柳 博文

(提案理由)

東京都立学校の管理運営に関する規則の改正に沿って市教育委員会規則を一部改正する必要があるため。

東久留米市教育委員会規則第 号

東久留米市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

東久留米市立学校の管理運営に関する規則（平成24年教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第8条の4を次のように改める。

（主任教諭等）

第8条の4 小中学校に主務教諭を置くことができる。

2 主務教諭は、児童又は生徒の教育をつかさどり、及び命を受けて学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う。

3 主務教諭の職名は、主任教諭とする。

4 小中学校の実情に照らし必要があると認めるときは、児童又は生徒の養護をつかさどり、及び命を受けて学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くことができる。

5 前項に規定する主務教諭の職名は、第三項の規定にかかわらず、主任養護教諭とする。

6 小中学校の実情に照らし必要があると認めるときは、児童又は生徒の栄養の指導及び管理をつかさどり、並びに命を受けて学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くことができる。

7 前項に規定する主務教諭の職名は、第三項の規定にかかわらず、主任栄養教諭とする。

第9条中「主幹教諭」の次に「又は教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭」を加える。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

東久留米市立学校の管理運営に関する規則新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条から第8条の3まで (現行のとおり)</p> <p>第8条の4 <u>小中学校に主務教諭を置くことができる。</u></p> <p>2 <u>主務教諭は、児童又は生徒の教育をつかさどり、及び命を受けて学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う。</u></p> <p>3 <u>主務教諭の職名は、主任教諭とする。</u></p> <p>4 <u>小中学校の実情に照らし必要があると認めるときは、児童又は生徒の養護をつかさどり、及び命を受けて学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くことができる。</u></p> <p>5 <u>前項に規定する主務教諭の職名は、第三項の規定にかかわらず、主任養護教諭とする。</u></p> <p>6 <u>小中学校の実情に照らし必要があると認めるときは、児童又は生徒の栄養の指導及び管理をつかさどり、並びに命を受けて学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くことができる。</u></p> <p>7 <u>前項に規定する主務教諭の職名は、第三項の規定にかかわらず、主任栄養教諭とする。</u></p>	<p>第1条から第8条の3まで (略)</p> <p>第8条の4 学校に、特に高度の知識又は経験を必要とする教諭の職として、主任教諭を置くことができる。</p> <p>2 学校に、特に高度の知識又は経験を必要とする教諭の職として、主任養護教諭を置くことができる。</p> <p>3 学校に、特に高度の知識又は経験を必要とする栄養教諭の職として、主任栄養教諭を置くことができる。</p>
<p>第9条 学校に教務主任、教科主任、生活指導主任、保健主任及び学年主任を置く。ただし、これらの主任の担当する校務を整理する主幹教諭又は教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くときその他特別の事情があるときは、これらの主任を置かないことができる。</p> <p>2 小学校に研究主任を置く。ただし、当該主任の担当する校務を整理する主幹教諭又は教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くときその他特別の事情があるときは、これを置かないことができる。</p> <p>3 中学校に進路指導主任を置く。ただし、当該主任の担当する校務を整理する主幹教諭又は教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くときその他特別の事情があるときは、これを置かないことができる。</p> <p>第10条から第42条まで (現行のとおり)</p>	<p>第9条 学校に教務主任、教科主任、生活指導主任、保健主任及び学年主任を置く。ただし、これらの主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情があるときは、これらの主任を置かないことができる。</p> <p>2 小学校に研究主任を置く。ただし、当該主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情があるときは、これを置かないことができる。</p> <p>3 中学校に進路指導主任を置く。ただし、当該主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情があるときは、これを置かないことができる。</p> <p>第10条から第42条まで (略)</p>

議案第19号

学校施設更新に向けた基本方針について

上記の議案を提出する。

令和8年3月30日提出

東久留米市教育委員会
教育長 片柳 博文

(提案理由)

学校施設に係る個別施設計画を策定するにあたり、学校施設更新に向けた基本的な考え方を整理する必要がある。

教育委員会資料
議案第19号資料
令和8年3月30日
教育総務課

学校施設更新に向けた基本方針

令和8年3月

東久留米市教育委員会

目次

I. 「学校施設更新に向けた基本方針」の目的と位置づけ	
(1) 方針策定の目的	2
(2) 方針の位置付け	2
(3) 関連する計画等	3
II. 学校施設の現状と将来	
(1) 学校施設の現状	5
① 小学校	6
② 中学校	9
(2) 学校施設の将来	11
① 児童・生徒数の推計	12
② 将来必要学校数(適正規模)の検討	13
③ 将来学校配置(適正配置)の検討	15
④ 学校配置のモデルケース	17
⑤ 今後の取り組み	22
III. 学校施設の更新等に関する考え方	
(1) 耐用年数と改修工事サイクル	23
① 耐用年数	23
② 改修工事サイクル	24
③ 耐用年数を超える学校の維持・保全	24
(2) 更新対象校の選定	25
(3) 更新後に備えるべき整備水準や留意点	26
① 国の示す方向性等を踏まえた整備	26
② 市の状況を踏まえた整備	28
(4) 旧下里小学校の活用	29
① 活用時期	29
② 活用する学校	30
③ 留意事項等	30
(5) 施設更新に併せて検討すべき課題	31
① 学校プールの整備	31
② 給食の提供体制	31
IV. 今後の教育委員会の取り組み	
(1) 公共施設マネジメントとの調整	32
(2) 想定スケジュール	32
(3) 学校施設再編の進め方	32
V. 参考事例	33

I. 「学校施設更新に向けた基本方針」の目的と位置づけ

(1) 方針策定の目的

東久留米市教育委員会(以下、「教育委員会」という。)では、過去、「東久留米市立学校再編成計画(平成 14 年 11 月)」に基づき、より良い教育環境の整備・充実を目的に、学校の規模や配置・通学区域の見直しといった学校再編成(適正化)を進めてきました。

一方、東久留米市(以下、「市」という。)では、「東久留米市公共施設等総合管理計画(令和 5 年 2 月改訂)」において、建築系公共施設の維持管理更新に今後 30 年間で約 759.9 億円もの莫大な費用がかかり、この費用を削減し持続可能な行財政運営を進めていくために、単に施設を削減するのではなく、集約化・複合化・多機能化といった視点で「機能(サービス)を重視した公共施設のスリム化」を進めていきたいと考え、50 年先を見据えた公共施設マネジメントに取り組んでいくこととしています。

市では先ず、公共施設に係る各種基礎情報の総合的な整理・分析を行い「基礎情報分析結果報告書」を取りまとめ、これを踏まえ、「(仮称)公共施設のスリム化に向けた基本構想」を策定することを目指しています。

教育委員会では、学校施設が市の公共施設の多くを占めていることを踏まえ、時代に即した良好な教育環境を確保するためには、市が進める公共施設マネジメントの取り組みと連携しながら、効果的・効率的に施設を更新していく必要があると考えています。そこで、より良い教育環境の整備・充実を図るため、「公共施設のスリム化に向けた基礎調査」の「基礎情報分析結果報告書」を踏まえ、教育委員会としての学校施設更新に向けた考え方を基本方針として整理します。

(2) 方針の位置付け

「東久留米市公共施設等総合管理計画」における各種個別計画として今後策定予定の「(仮称)学校施設個別施設計画」(以下、「学校施設個別施設計画」という。)を策定するにあたり、学校施設のハード面の整備に関する基本的な考え方を基本方針として整理します。

そのため、具体的な工事計画等については学校施設個別施設計画に掲載し、本方針では更新工事に向けた現状把握及び課題提起と方向性を示します。

また、施設の更新に当たっては、学習指導要領等に示された最新の教育内容・教育方法に対応した施設機能等を踏まえた内装・設備・レイアウト等の整備を追求したいと考えますが、これについては、各学校の更新工事の際に策定する基本計画等において検討することとします。

(3) 関連する計画等

学校施設更新に向け、教育委員会及び市長部局がこれまで策定した各種計画等について、関連するものを一部紹介します。ここでは各計画の主な目的や位置付け等を記載しますので、詳細は別途ご覧ください。

①東久留米市第3次教育振興基本計画
「東久留米市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」及び東久留米市長期総合計画・基本構想を踏まえるとともに、東久留米市教育委員会が定めた「教育目標」の理念を踏まえ、地域福祉計画や子ども・子育て支援事業計画など他の各種個別計画との連携を図りつつ、東久留米市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画として位置付けたもの。
②東久留米市立学校再編成計画
今後、児童・生徒数がゆるやかに減少し、学校規模の不均衡が拡大すると予測されることから、学校の規模や配置・通学区域を見直し、より良い教育環境へ整備・充実することを目的としたもの。
③東久留米市公共施設等総合管理計画
財政負担の軽減及び平準化、公共施設の効率的な活用と適正な維持更新の実現を図るための、公共施設全体のマネジメント方針を示すことを目的としたもの。
④未来志向の公共施設の考え方
東久留米市のこれからの50年間を見据えて、公共施設のあり方・市民サービスの提供等をこれからの時代に即したものに変わっていき、新たな付加価値を加えた未来志向の公共施設マネジメントを進めていくため、建築系公共施設の検討の進め方について、具体的な手順や方針等を示すもの。
⑤東久留米市公共施設の現状と喫緊の課題
多くの公共施設で更新時期が近づき、将来更新費用が莫大となる見込みであることから、公共施設のスリム化が必要であり、特に、多くの床面積を占める「学校施設」と最大規模の「市役所本庁舎」に工事時期が重なっており、対策の検討が必要であることから、それぞれの課題を「喫緊の課題」として一体的に整理し、効果的・効率的に取り組むため、「喫緊の課題解決に向けた想定スケジュール」を整理することを目的としたもの。
⑥基礎情報分析結果報告書
市が公共施設スリム化の取り組みを効率的かつスピード感をもって進めていけるよう、市の人口や公共施設に関するデータなど、様々な基礎情報の総合的な整理・分析を行い、その結果を報告書としてまとめたもの。

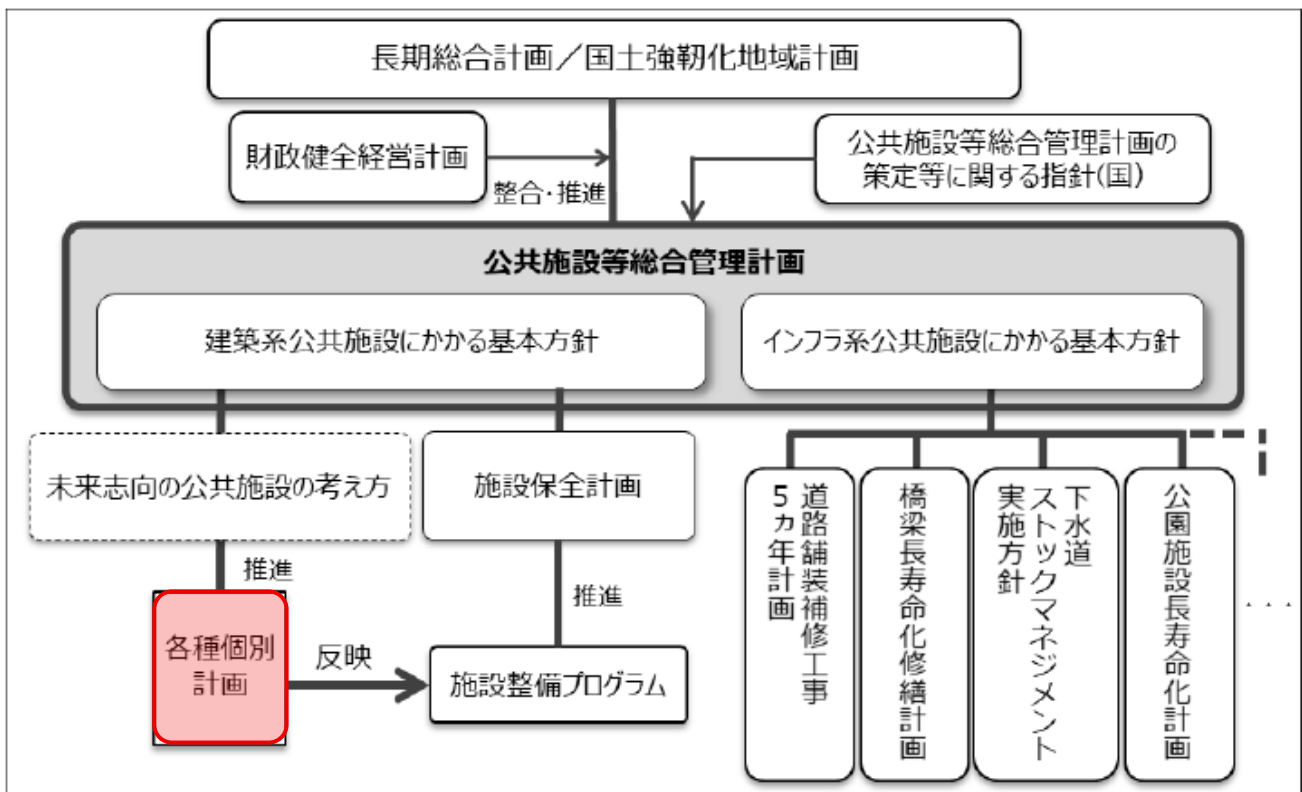
⑦東久留米市 GX 推進方針

カーボンニュートラル・災害レジリエンス・地域経済の好循環の三位一体の取り組みとして、再生可能エネルギーの一層の導入を軸足に置き、自立・分散型のエネルギーシステムを構築することにより市民が「あんしんして暮らせるまち」へとつながることから、その羅針盤として示したものの。

⑧東久留米市施設保全計画

公共施設を長く安全に、かつ利用者が快適に利活用できるよう、市内統一的な施設保全のルールとして、保全のあり方や具体的な保全業務の推進方法を示したものの。

教育委員会が今後策定予定の学校施設個別施設計画は、東久留米市公共施設等総合管理計画の位置づけにおける「各種個別計画」にあたります。

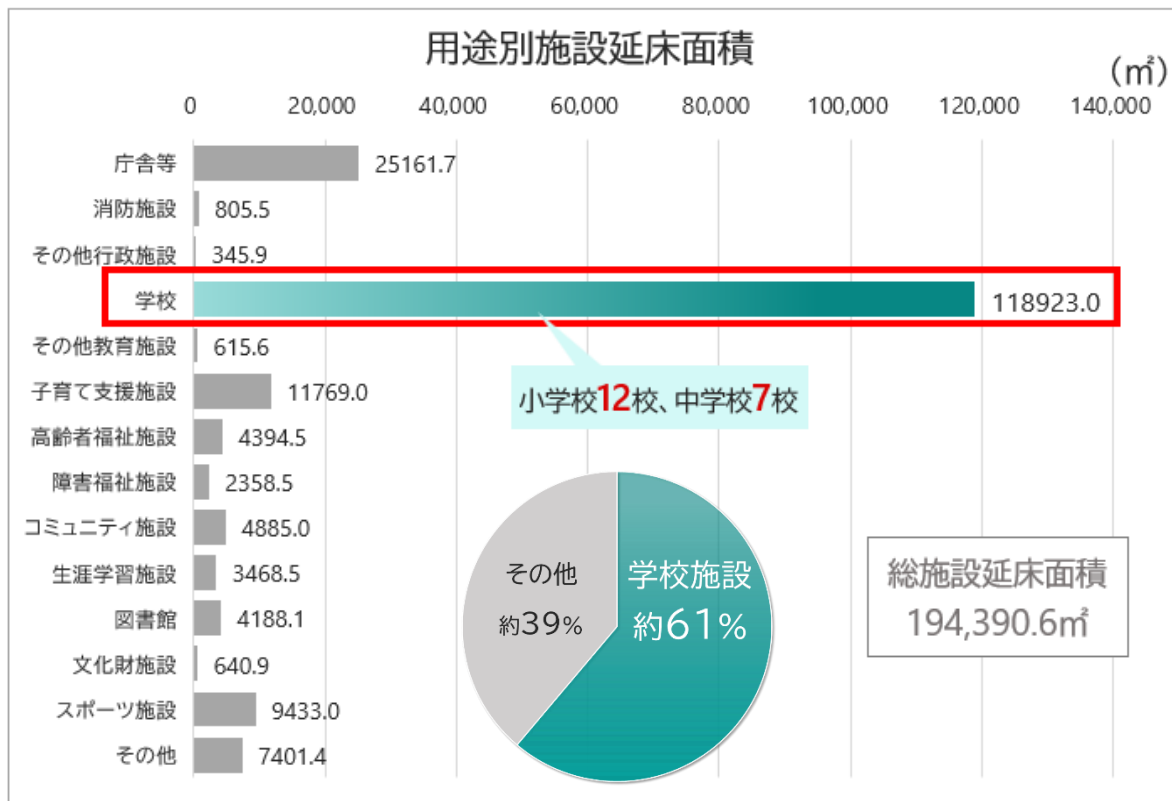


(出典):東久留米市公共施設等総合管理計画(一部加工して作成)

II. 学校施設の現状と将来

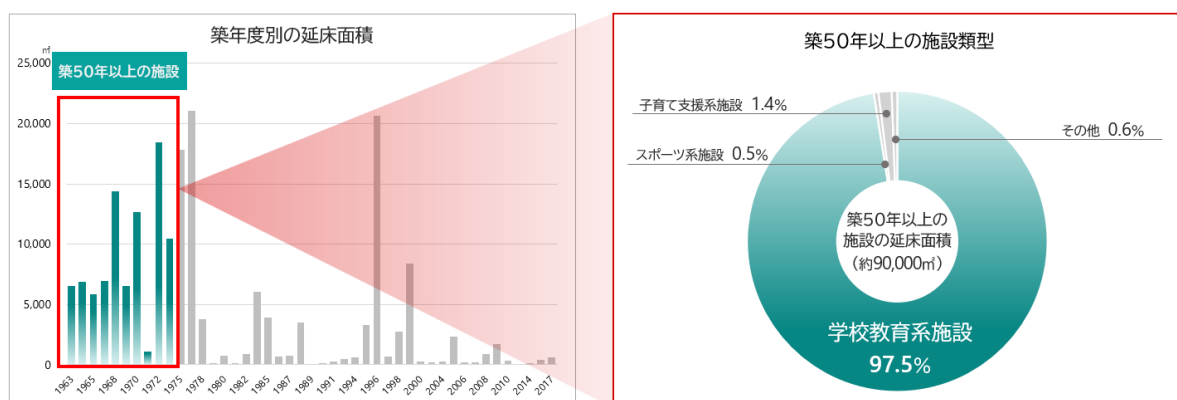
(1) 学校施設の現状

東久留米市には令和7年度現在、小学校12校、中学校7校と、合計19校の市立学校が設置されています。学校施設は市の公共施設のうち、約61%の床面積を占めています。



(出典): 東久留米市公共施設等総合管理計画(一部加工して作成)

また、市の公共施設の多くが築50年以上ですが、令和6年度現在では学校教育系施設がそのうち97.5%を占めていて、令和7年度は19校中16校が築50年以上と老朽化が進んでいます。



(出典): 東久留米市公共施設の現状と喫緊の課題

学校施設は他の公共施設と同じく老朽化が進んでいる状況で、今後一斉に施設更新の時期を迎えます。ここでは、各施設の建物の基礎情報や配置状況、児童・生徒数などをもとに、現状を整理します。

① 小学校

(ア) 施設の基礎情報

多くは昭和40年から50年代に建設され、最も古い施設は昭和39年(1964年)建築の第五小学校、最も新しい施設は昭和52年(1977年)建築の本村小学校です。

施設規模では、延べ床面積は第五小学校が最大、敷地面積と運動場面積は第七小学校が最大で、小山小学校が延べ床面積、敷地面積、運動場面積ともに最小です。

No.	施設名	建築年度	延べ床面積	敷地面積	運動場面積
1	第一小学校	昭和45年 (1970年)	6,173㎡	12,783㎡	5,758㎡
2	第二小学校	昭和44年 (1969年)	6,121㎡	14,421㎡	6,281㎡
3	第三小学校	昭和47年 (1972年)	6,474㎡	11,870㎡	5,305㎡
4	第五小学校	昭和39年 (1964年)	6,871㎡	13,123㎡	5,802㎡
5	第六小学校	昭和40年 (1965年)	5,861㎡	14,939㎡	6,498㎡
6	第七小学校	昭和43年 (1968年)	6,869㎡	23,267㎡	9,817㎡
7	第九小学校	昭和45年 (1970年)	6,511㎡	18,114㎡	9,813㎡
8	第十小学校	昭和47年 (1972年)	5,421㎡	12,933㎡	6,260㎡
9	小山小学校	昭和49年 (1974年)	4,426㎡	11,446㎡	4,694㎡
10	神宝小学校	昭和50年 (1975年)	5,697㎡	11,674㎡	5,338㎡
11	南町小学校	昭和50年 (1975年)	5,655㎡	12,021㎡	7,058㎡
12	本村小学校	昭和52年 (1977年)	6,297㎡	12,356㎡	5,614㎡

(イ) 現在の児童・学級数

令和7年5月1日現在、児童数は第五小学校の809人が最大です。学級数では、普通学級の数第五小学校の26が最大ですが、特別支援学級の数を加えると、南町小学校の27が最大となります。

No.	施設名	児童数	普通学級	特別支援学級	学級数	普通学級	特別支援学級
1	第一小学校	499人	499人	0人	17	17	0
2	第二小学校	537人	537人	0人	19	19	0
3	第三小学校	529人	506人	23人	20	17	3
4	第五小学校	809人	809人	0人	26	26	0
5	第六小学校	359人	359人	0人	12	12	0
6	第七小学校	594人	553人	41人	24	18	6
7	第九小学校	506人	506人	0人	17	17	0
8	第十小学校	303人	303人	0人	12	12	0
9	小山小学校	432人	432人	0人	14	14	0
10	神宝小学校	283人	228人	55人	18	10	8
11	南町小学校	547人	480人	67人	27	18	9
12	本村小学校	291人	291人	0人	12	12	0

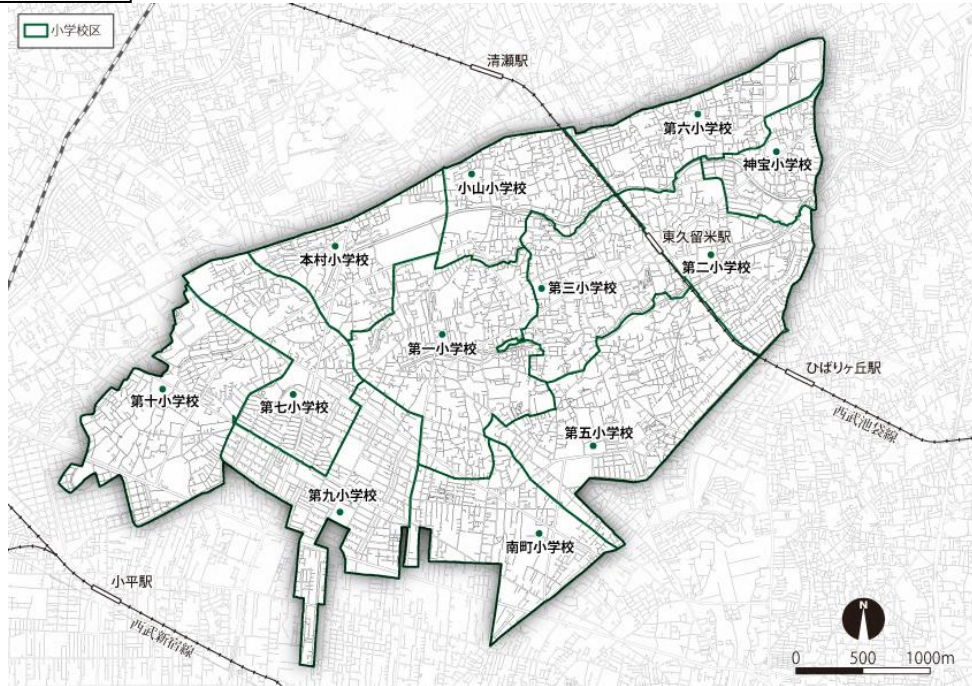
※「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」では、普通学級は一学級35人、特別支援学級は一学級8人が標準とされている

※特別支援学級における一学級あたりの教室面積は、普通教室の2分の1程度

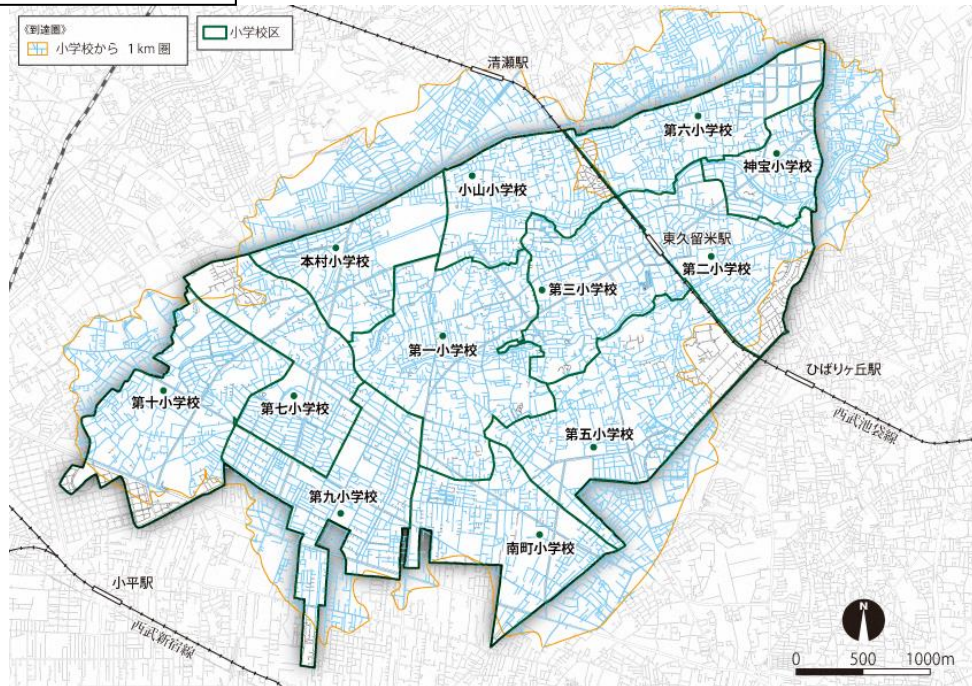
(ウ) 現在の学校配置

本市の小学校は12校あり、極端に小学校同士が近接していたり、空白地域が生じたりしていることはなく、市全体にバランスよく配置されています。そのため、一部の地域を除き、ほぼ市全域において通学距離は1km圏内に収まっている状況です。国が定める基準の4kmより大幅に短い通学距離であり、通学の利便性は高い状況にあります。

現在の小学校の配置



現在の小学校の通学距離圏域



(出典):基礎情報分析結果報告書

② 中学校

(ア) 施設の基礎情報

多くは昭和40年から50年代に建設され、最も古い施設は昭和38年(1963年)建築の東中学校、最も新しい施設は昭和58年(1983年)建築の中央中学校です。

施設規模では、延べ床面積は下里中学校が最大で大門中学校が最小、敷地面積及び運動場面積は西中学校が最大で、南中学校が最小です。

No.	施設名	建築年度	延べ床面積	敷地面積	運動場面積
1	久留米中学校	昭和42年 (1967年)	6,942㎡	15,094㎡	7,284㎡
2	東中学校	昭和38年 (1963年)	6,520㎡	16,224㎡	9,942㎡
3	西中学校	昭和43年 (1968年)	7,482㎡	33,494㎡	22,575㎡
4	南中学校	昭和47年 (1972年)	6,544㎡	12,458㎡	4,906㎡
5	大門中学校	昭和49年 (1974年)	5,331㎡	17,448㎡	9,393㎡
6	下里中学校	昭和52年 (1977年)	7,644㎡	14,322㎡	6,486㎡
7	中央中学校	昭和58年 (1983年)	6,084㎡	12,602㎡	7,782㎡

(イ) 現在の生徒・学級数

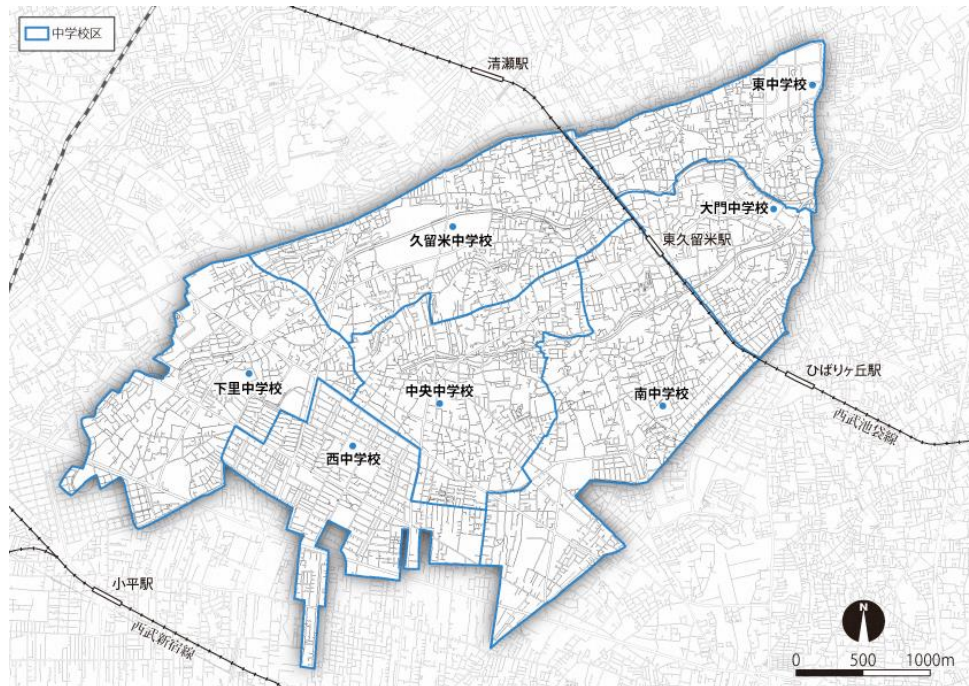
令和7年5月1日現在、生徒数は南中学校の499人が最大です。学級数では、普通学級の数には南中学校の15が最大ですが、特別支援学級の数を加えると、西中学校の16が最大となります。

No.	施設名	生徒数	普通学級	特別支援学級	学級数	普通学級	特別支援学級
1	久留米中学校	431人	431人	0人	13	13	0
2	東中学校	207人	199人	8人	8	7	1
3	西中学校	420人	391人	29人	16	12	4
4	南中学校	499人	499人	0人	15	15	0
5	大門中学校	281人	281人	0人	9	9	0
6	下里中学校	326人	326人	0人	13	13	0
7	中央中学校	367人	350人	17人	13	10	3

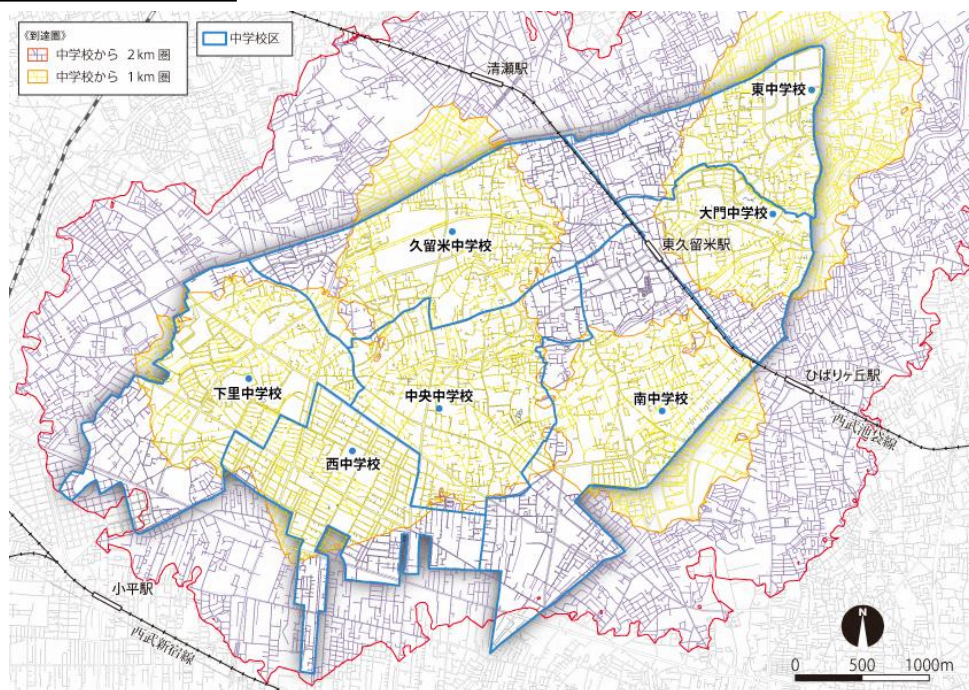
(ウ) 現在の学校配置

本市の中学校は 7 校あり、小学校と比べ学校数が少ない分、各地域に満遍なく配置されているというわけではありませんが、バランスよく配置されています。小学校よりも学校数が少ないため、小学校と比べて通学距離が 1km 圏内となる範囲は少ないですが、2km 圏内ではほぼ市全域をカバーしています。国が定める基準の 6km より大幅に短い通学距離であり、小学校同様、通学の利便性は高い状況です。

現在の中学校の配置



現在の中学校の通学距離圏域



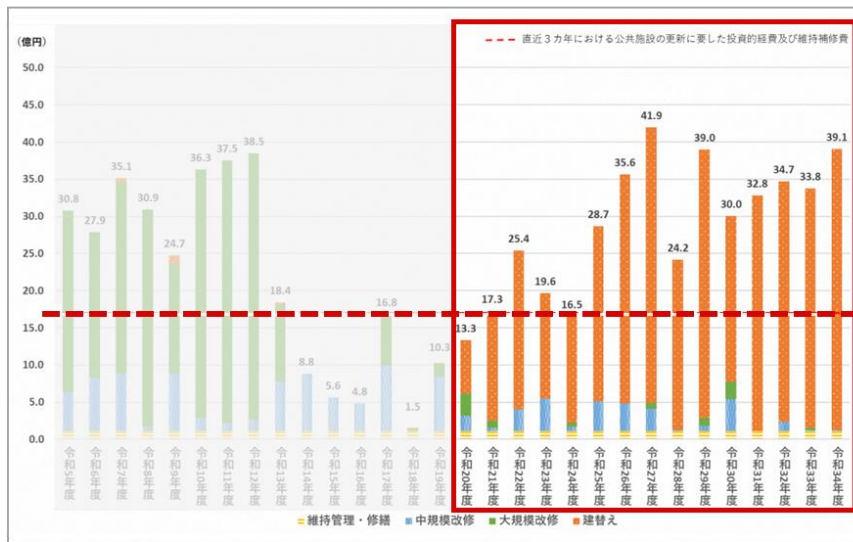
(出典): 基礎情報分析結果報告書

(2) 学校施設の将来

学校施設を長寿命化して築75年まで使用した場合、令和35年度までに19校中18校、令和40年度までにすべての学校が更新時期を迎えます。

特に、令和20年度から令和40年度にかけて、学校施設を中心に市の公共施設の更新(建替え工事)が集中し、財政負担が増大すると見込まれます。

将来更新費用(長寿命化を実施する場合)の試算結果



(出典): 東久留米市公共施設等総合管理計画(一部加工して作成)

市の現状を鑑みると、費用面や人員配置が課題となることから複数校の建替え工事を同時進行することは難しく、更新の順番が回ってくるまでに100年以上使用する学校が発生することになります。

学校名	建築年度	更新時期到達年度 (築75年)	工事可能年度の 築年数	更新時期を 超えて使用する年数
東中学校	昭和38年	令和20年	75	0
第五小学校	昭和39年	令和21年	77	2
第六小学校	昭和40年	令和22年	79	4
久留米中学校	昭和42年	令和24年	80	5
第七小学校	昭和43年	令和25年	82	7
西中学校	昭和43年	令和25年	85	10
第二小学校	昭和44年	令和26年	87	12
第一小学校	昭和45年	令和27年	89	14
第九小学校	昭和45年	令和27年	92	17
第三小学校	昭和47年	令和29年	93	18
第十小学校	昭和47年	令和29年	96	21
南中学校	昭和47年	令和29年	99	24
小山小学校	昭和49年	令和31年	100	25
大門中学校	昭和49年	令和31年	103	28
神宝小学校	昭和50年	令和32年	105	30
南町小学校	昭和50年	令和32年	108	33
本村小学校	昭和52年	令和34年	109	34
下里中学校	昭和52年	令和34年	112	37
中央中学校	昭和58年	令和40年	109	34

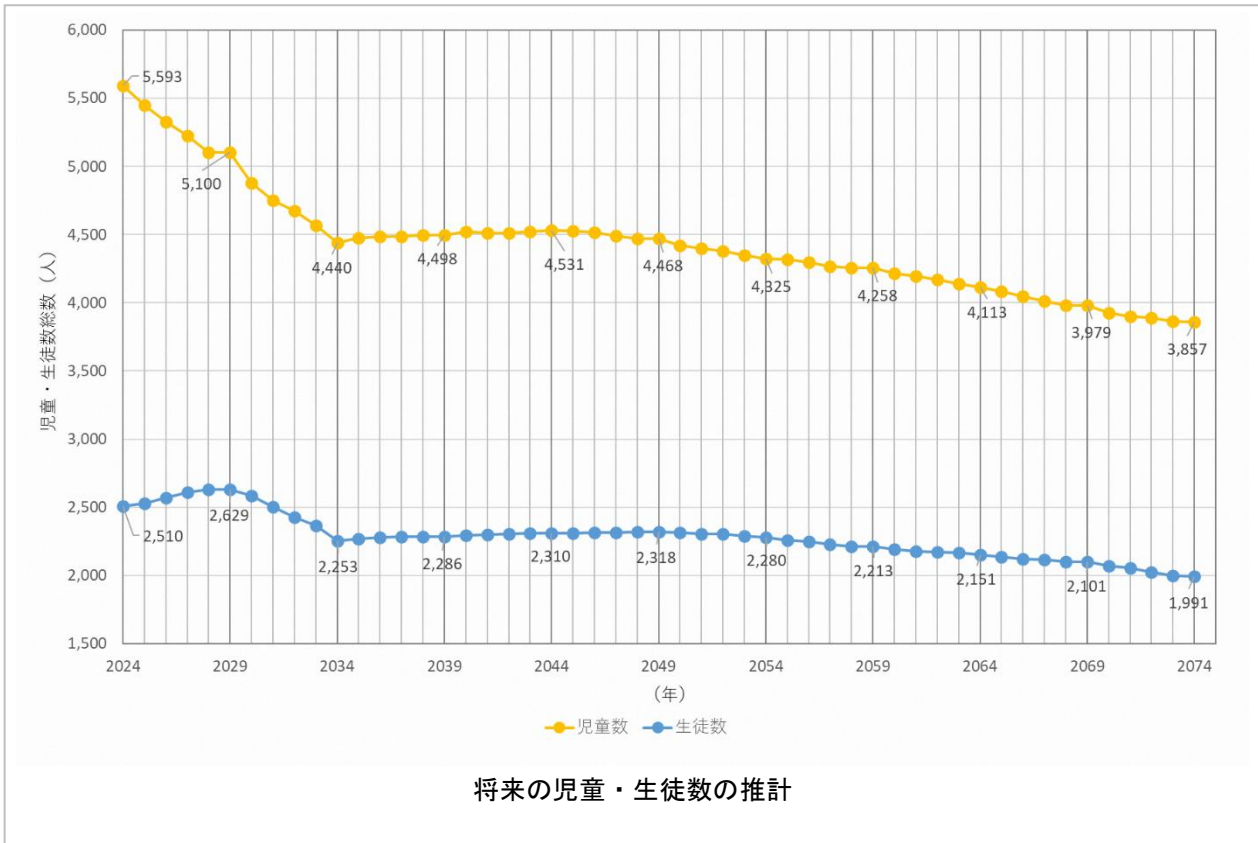
(出典): 東久留米市公共施設の現状と喫緊の課題

「基礎情報分析結果報告書」において、児童・生徒数の推計や、必要学校数の検討、将来学校配置の検討が行われ、これをもとに市では学校施設適正配置の検討の方向性として「学校配置のモデルケース」を取りまとめていますので、これらの情報を参考に、学校施設の将来を見ていきます。

① 児童・生徒数の推計

はじめに、「基礎情報分析結果報告書」における「将来の児童・生徒数の推計」を見てみます。2024年5月1日時点の児童・生徒数を基準に、2074年までの推計がグラフで示されており、児童数のピークは2024年、生徒数のピークは2029年で、全期間を見てみると、いずれも2074年は現状に比べて減少するという結果です。

特に、2034年ごろまでの減少幅が大きく、それ以降は若干の増加が予測される時期があるものの概ね横這いで、2074年に向けてゆるやかに減少していくという推移です。



(出典):基礎情報分析結果報告書

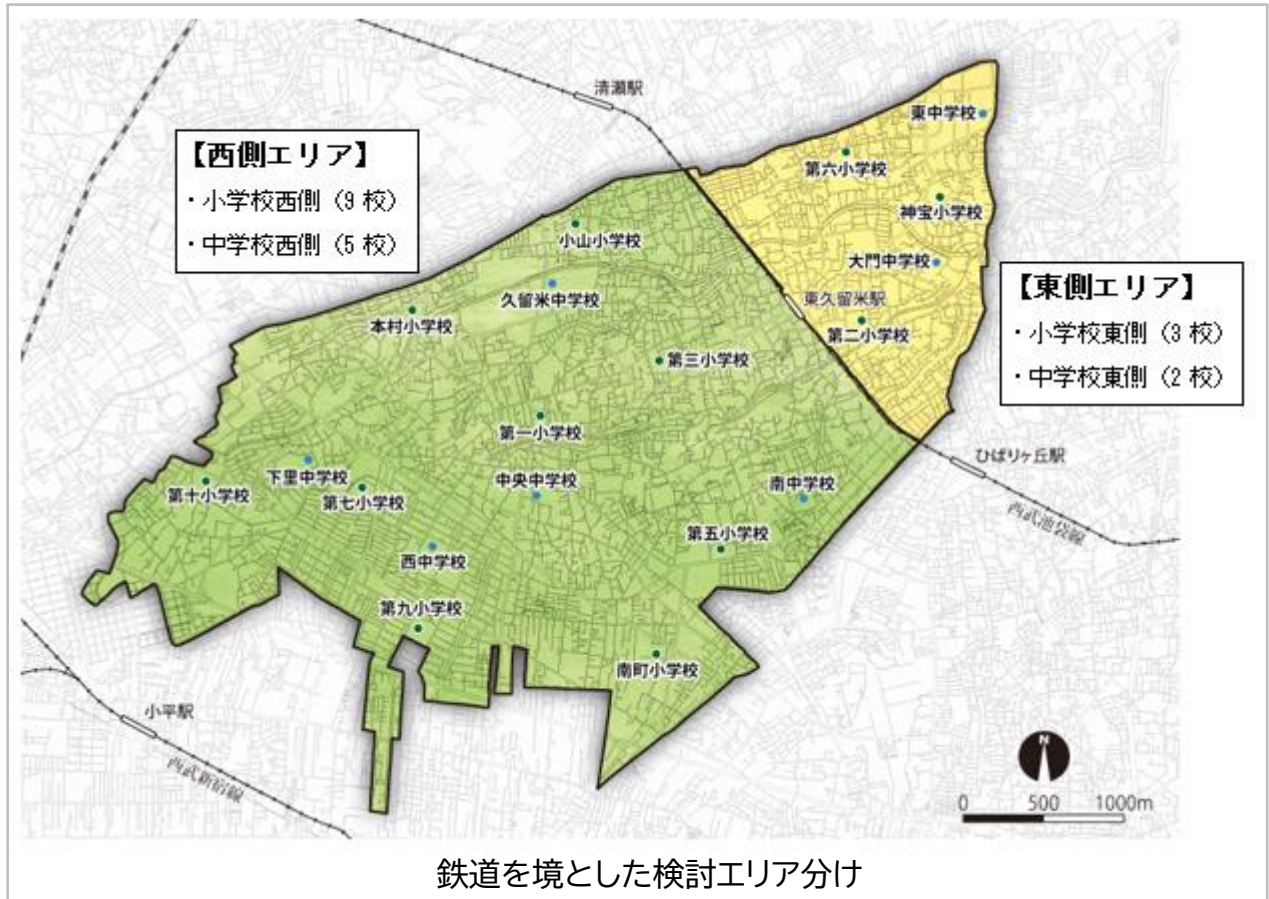
上記の推計を踏まえ、「基礎情報分析結果報告書」では、個々の学校や各地域の状況といったミクロな視点から検討するのではなく、市全体の状況を踏まえたマクロな視点をもって検討を実施しています。

児童・生徒数推計から市全体の学級数を推計、将来的に必要な学校数(適正規模)を検討し、必要な学校数をどこに配置するのか(適正配置)を検討するというものです。

次からは、この検討経過を見てみます。

② 将来必要学校数(適正規模)の検討

鉄道を境に西側、東側の2つのエリアに分けたうえで、小学校西側エリア、小学校東側エリア、中学校西側エリア、中学校東側エリアの4エリアに分けて検討しています。



(出典):基礎情報分析結果報告書

エリアごとの児童・生徒数推計により、各エリアに属する学校の学級数を年別に積み上げてエリアごとの合計学級数を算出し、各エリアの学校数で除すことで、1校あたりの平均学級数を整理し、国の示す「適正な学校規模における学級数の範囲」などを踏まえ、1校あたり18学級を基準とした場合の、基準年2074年の必要な学校数を検討しています。

学級編制の条件は以下のとおりです。

- 小学校の1学級あたりの人数は35人
- 中学校の1学級あたりの人数は、第1学年は35人、第2・第3学年は40人

また、中学校第2・第3学年については、将来的に1学級あたり35人に学級編制基準が引き下げられる可能性も考慮した検証を実施しています。

(ア) 小学校

2074年時点での必要学校数は、西側エリア7校、東側エリア2校で、合計9校となりました。このため、西側エリア2校、東側エリア1校、合計3校を対象とした再編が必要となります。

小学校の将来必要学校数

エリア	エリアに属する学校	現在の学校数	2074年の必要学校数	再編対象となる学校数
西側	第一小、第三小、第五小、第七小、第九小、第十小、小山小、南町小、本村小	9校	7校	2校
東側	第二小、第六小、神宝小	3校	2校	1校
計		12校	9校	3校

(出典):基礎情報分析結果報告書

小学校西側エリアでは、2028年(9校→8校)と2033年(8校→7校)に必要学校数が減少し、その後、2048年に8校に戻るも、2050年(8校→7校)に再度減少し、2050年以降は一貫して7校が必要学校数という結果です。

小学校東側エリアでは、2041年(3校→2校)に必要学校数が減少し、その後、2044年と2045年で増減がありますが、2045年以降は一貫して2校が必要学校数という結果です。

(イ) 中学校

2074年時点での必要学校数は、西側エリア3校、東側エリア1校で、合計4校となりました。このため、西側エリア2校、東側エリア1校、合計3校を対象とした再編が必要となります。

中学校の将来必要学校数

エリア	エリアに属する学校	現在の学校数	2074年の必要学校数	再編対象となる学校数
西側	久留米中、西中、南中、下里中、中央中	5校	3校	2校
東側	東中、大門中	2校	1校	1校
計		7校	4校	3校

(出典):基礎情報分析結果報告書

中学校西側エリアでは、検討開始当初の2024年(5校→4校)と2034年(4校→3校)に必要学校数が減少し、2034年以降は一貫して3校が必要学校数という結果です。

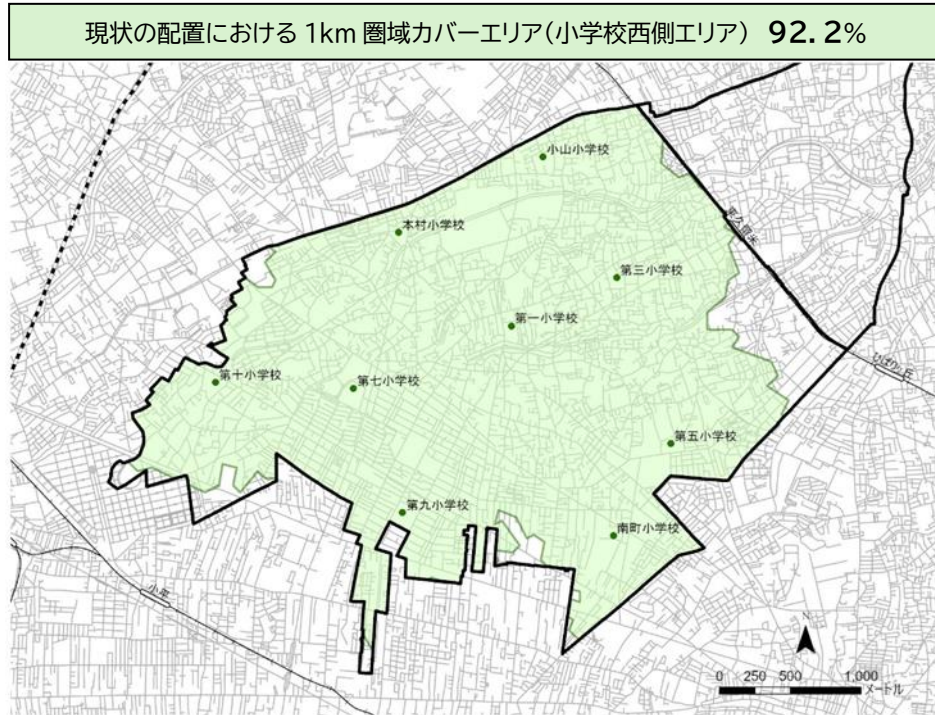
中学校東側エリアでは、検討開始当初の2024年(2校→1校)に必要学校数が減少し、2024年以降は一貫して1校が必要学校数という結果です。

なお、第2・第3学年を「1学級35人」として検証した場合、中学校西側エリアでは必要学校数が減少する時期は後ろにずれますが、2070年以降の必要学校数が3校となり、最終的な必要学校数は変わらず、中学校東側エリアでは必要学校数に変化はありませんでした。

③ 将来学校配置(適正配置)の検討

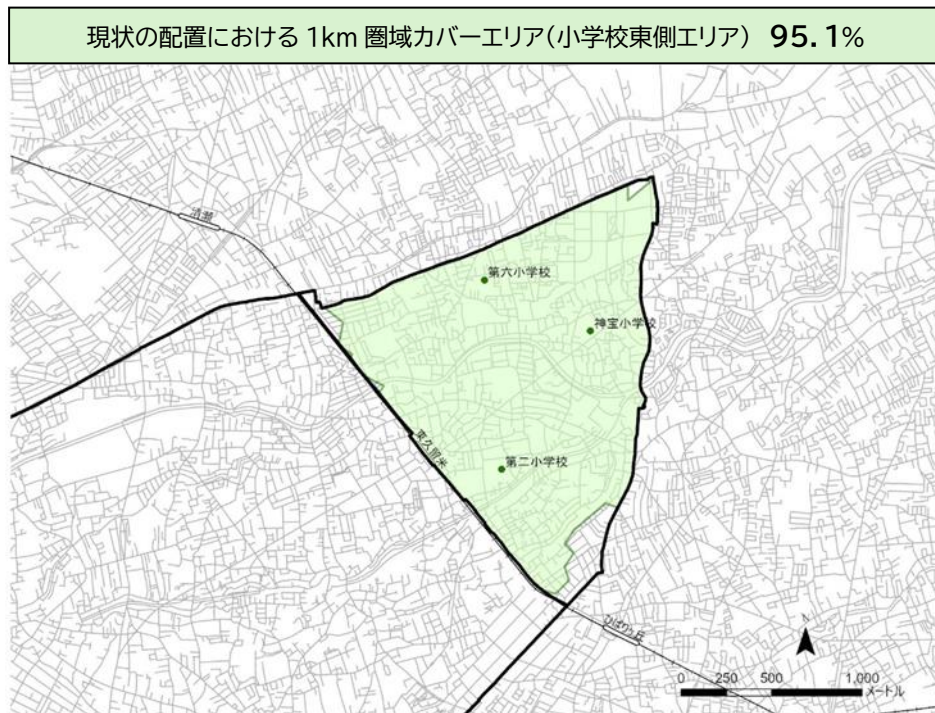
鉄道を境に西側エリアと東側エリアに分けて、適正規模の検討結果を踏まえ、小学校 1km、中学校 2km 以内の通学距離となる面積の割合(通学距離圏域カバー率)を検討しています。

(ア) 小学校西側エリア



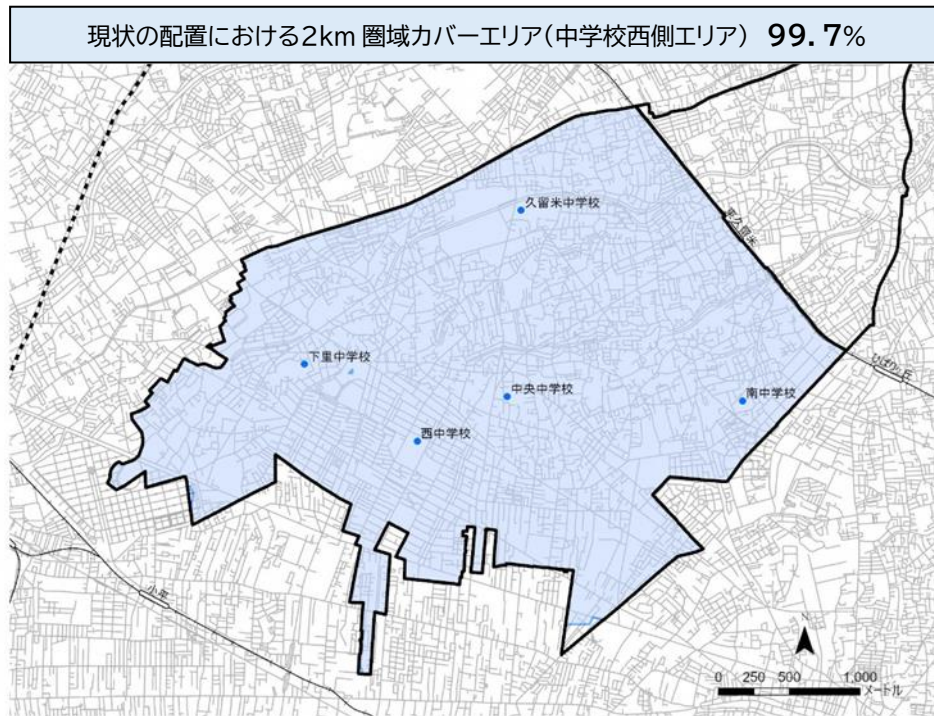
(出典):基礎情報分析結果報告書

(イ) 小学校東側エリア



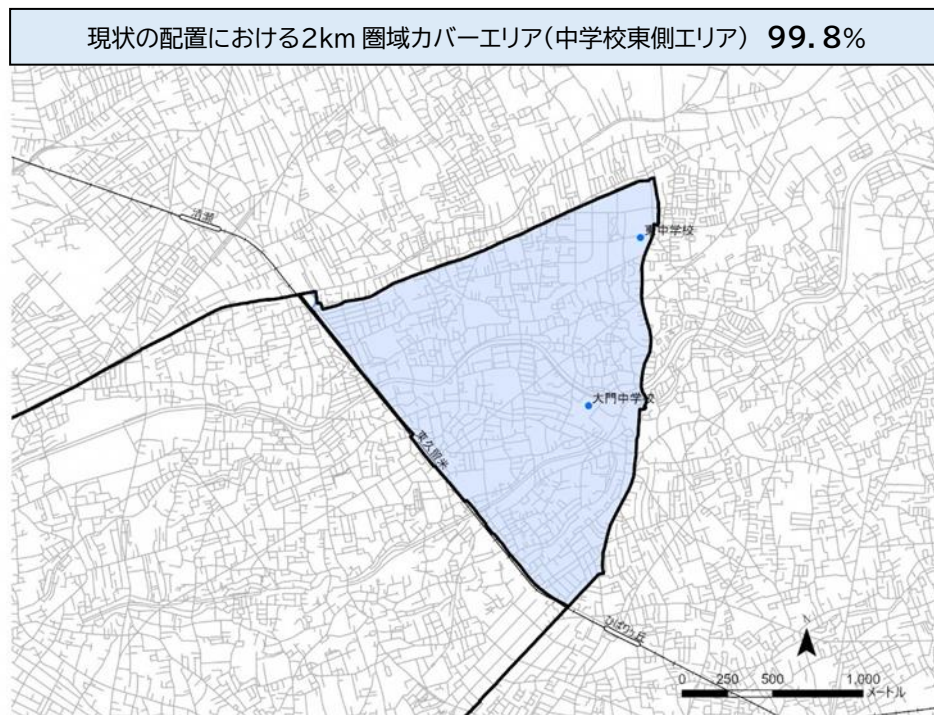
(出典):基礎情報分析結果報告書

(ウ) 中学校西側エリア



(出典):基礎情報分析結果報告書

(エ) 中学校東側エリア



(出典):基礎情報分析結果報告書

現状の通学距離圏域カバー率は、市全体にバランスよく学校施設が配置されていることから、いずれのエリアも90%超と高い状況です。学校数が減ることによってカバー率が減少することになりますので、学校配置の検討においては、必要学校数の検討結果を基に通学距離圏域カバー率の高い配置パターンを抽出し、比較検討を行なっています。

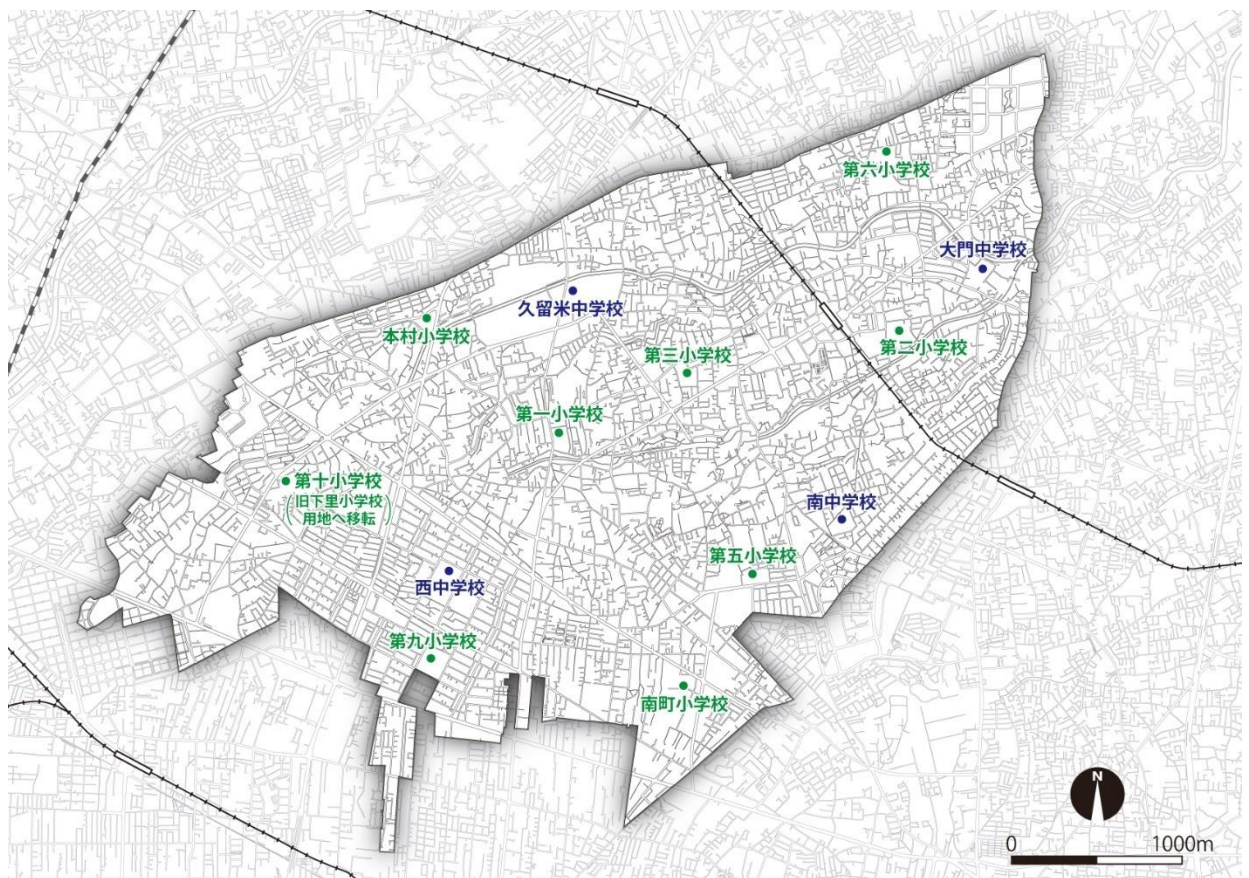
④ 学校配置のモデルケース

基礎情報分析結果報告書では、以上の学校施設の将来像についての検討結果を踏まえて、「学校配置のモデルケース」が作成されています。

市立小・中学校を小学校西側・東側、中学校西側・東側の4エリアに分割し、通学距離圏域(小学校1km、中学校2km)をベースに、圏域カバー率上位の組み合わせを抽出したり、洪水ハザードマップ該当性、用途地域・空き容積率等の要素による比較検討を行ない、以下の組み合わせをモデルケースとしています。

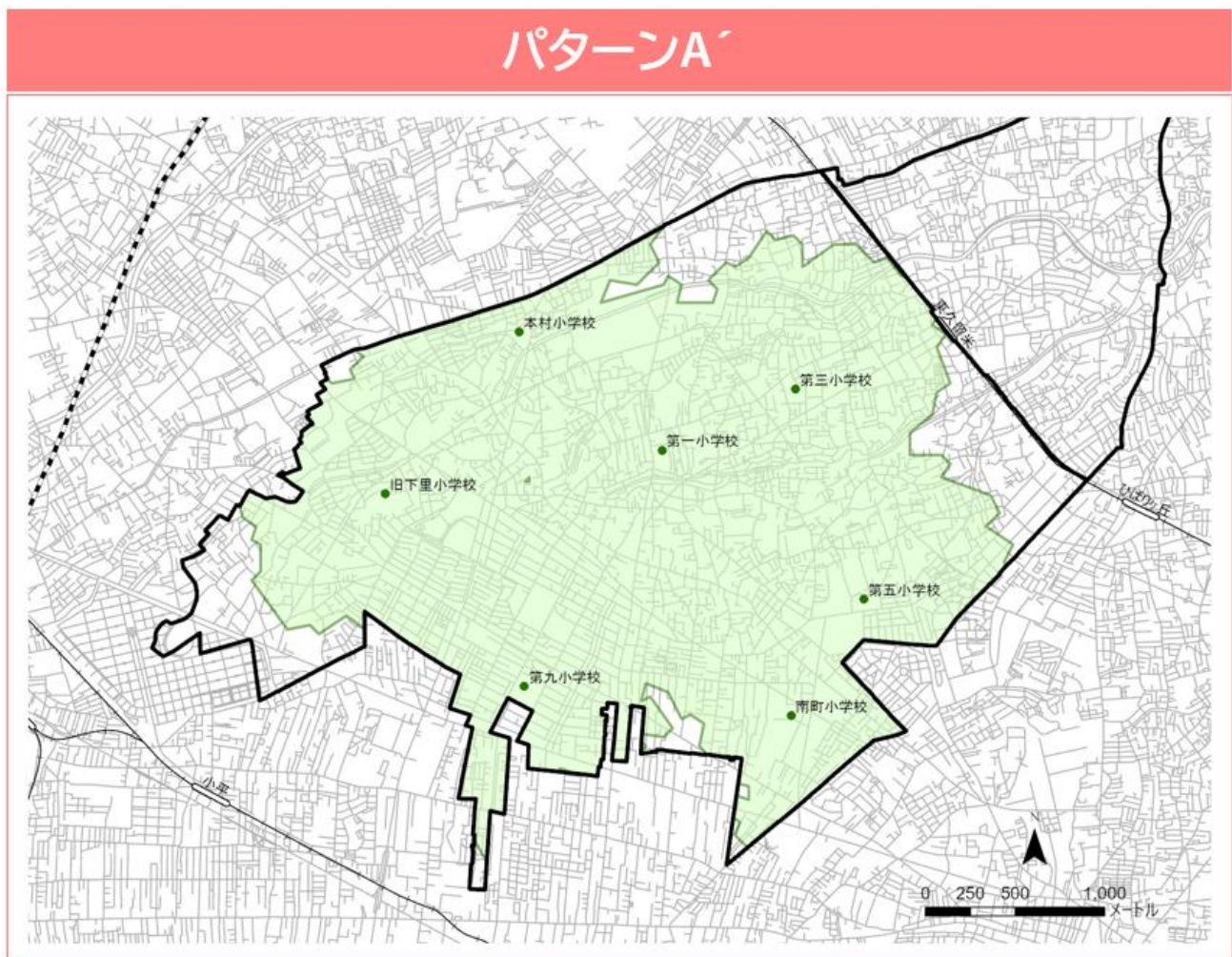
この条件のもと、集約化・複合化・多機能化などによる学校以外の施設を含む市公共施設全体の将来像について、シミュレーションを実施していくこととしています。

学校区分	エリア	配置パターン	残る学校	学校数	
小学校	西側	パターンA'	第一小、第三小、第五小、第九小、第十小(旧下里小用地へ移転)、南町小、本村小	7校	9校
	東側	パターンA	第二小、第六小	2校	
中学校	西側	パターンA	久留米中、西中、南中	3校	4校
	東側	パターンA	大門中	1校	
				合計	13校



(出典):基礎情報分析結果報告書

(ア)小学校西側エリア



(出典)学校配置のモデルケース

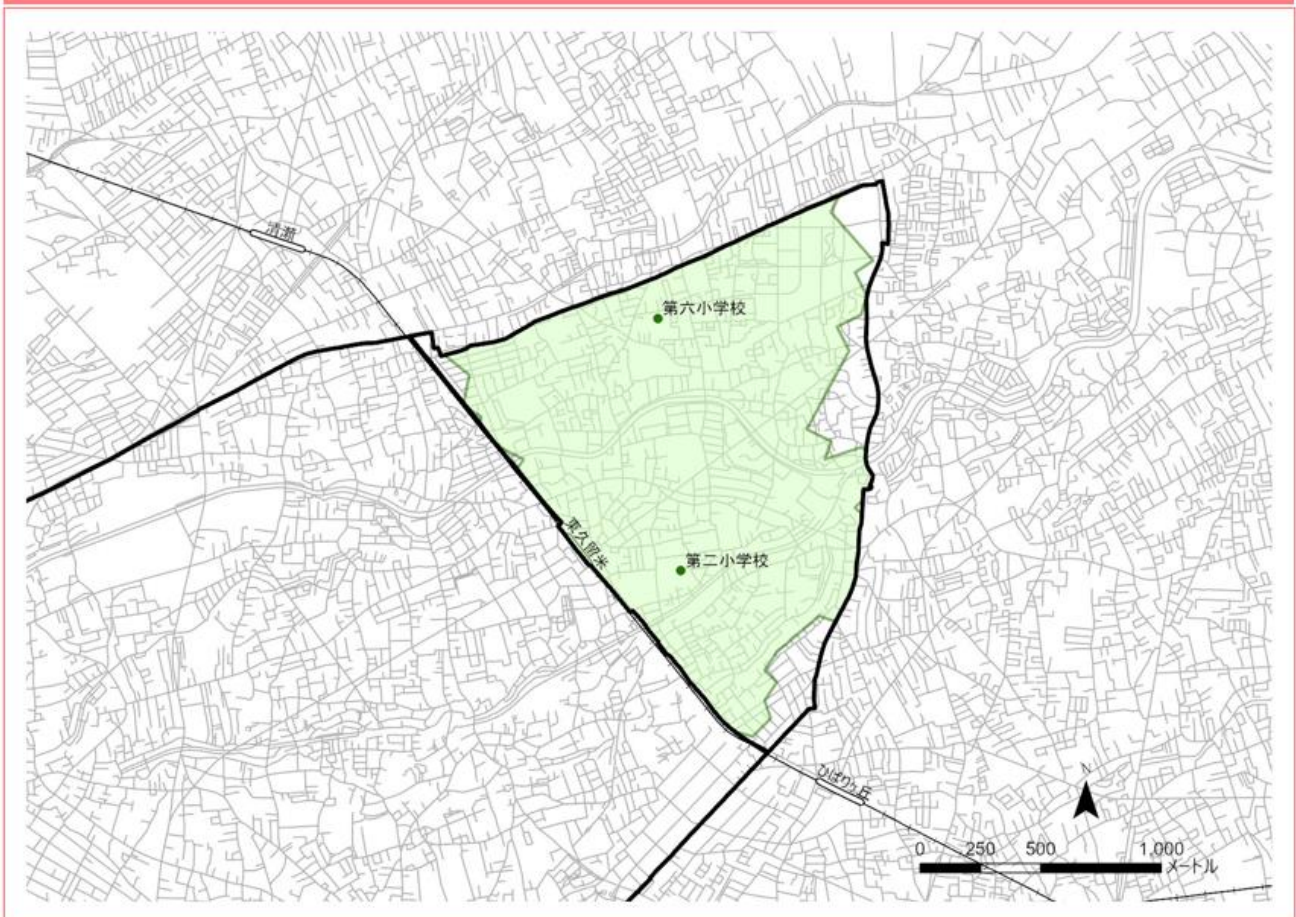
小学校西側エリアの適正規模・適正配置の検討では、現在の9校から7校へ再編するという結果で、その組み合わせは全部で36パターンあり、全てのパターンで通学距離の基準を1kmとした通学距離圏域カバー率を検討しています。

その結果、パターンAという配置の通学距離圏域カバー率が高いという結果でしたが、旧下里小学校の活用を含めた検証も行い、中央付近のカバーエリア空白地帯解消、洪水ハザードマップ該当性や用途地域・空き容積率の優位性などから、旧下里小学校を活用するパターンA'をモデルケースとして選定しています。

このパターンの通学距離圏域(1km)カバー率は85.0%でした。

(イ)小学校東側エリア

パターンA



(出典)学校配置のモデルケース

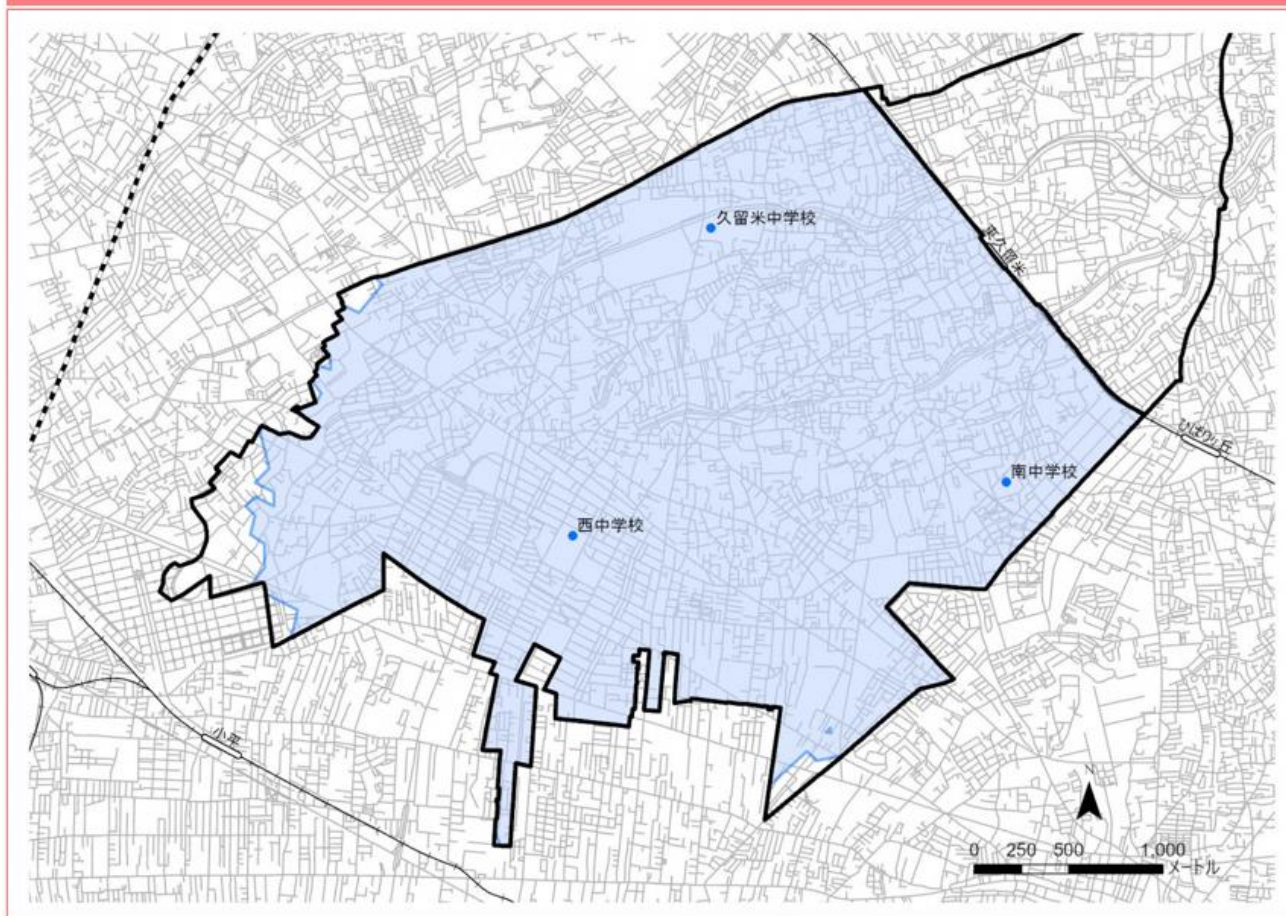
小学校東側エリアの適正規模・適正配置の検討では、現在の3校から2校へ再編するという結果で、その組み合わせは全部で3パターンあり、全てのパターンで通学距離の基準を1kmとした通学距離圏域カバー率を検討しています。

その結果、第二小学校及び第六小学校を活用するパターンAという配置の通学距離圏域カバー率が高いという結果で、用途地域・空き容積率などをみると、他のパターンに比べ拡大可能面積が比較的大きい学校を活用することになるという優位性もあり、これをモデルケースとして選定しています。

このパターンの通学距離圏域(1km)カバー率は89.1%でした。

(ウ)中学校西側エリア

パターンA



(出典)学校配置のモデルケース

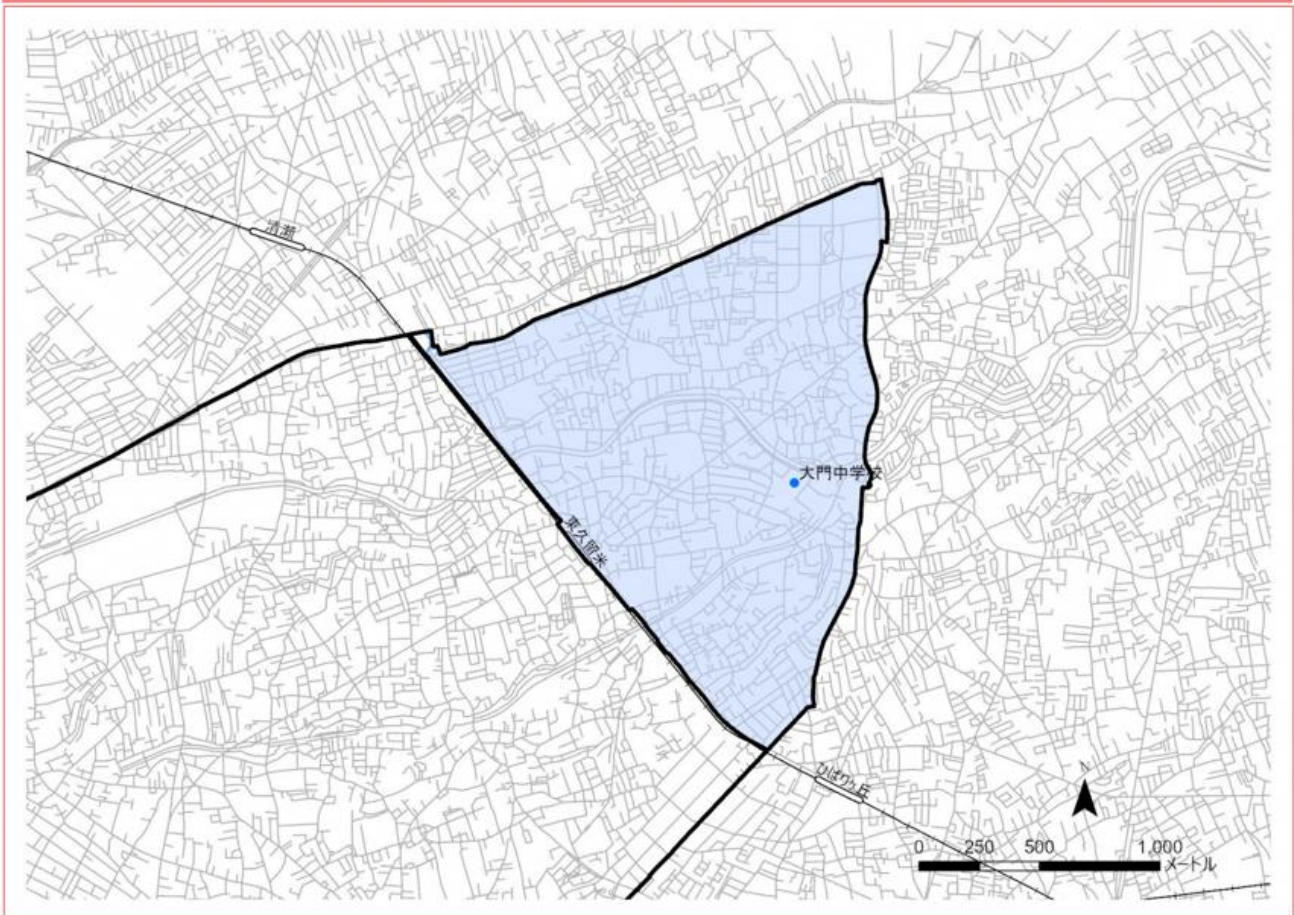
中学校西側エリアの適正規模・適正配置の検討では、現在の5校から3校へ再編するという結果で、その組み合わせは全部で10パターンあり、全てのパターンで通学距離の基準を2kmとした通学距離圏域カバー率を検討しています。

その結果、久留米中学校、西中学校及び南中学校を活用するパターン A という配置の通学距離圏域カバー率が高いという結果で、拡大可能面積、用途地域ともに、他のパターンに比べて、有利な学校が多く活用できることになるという優位性もあり、これをモデルケースとして選定しています。

このパターンの通学距離圏域(2km)カバー率は96.6%でした。

(工)中学校東側エリア

パターンA



(出典)学校配置のモデルケース

中学校東側エリアの適正規模・適正配置の検討では、現在の2校から1校へ再編するという結果で、その組み合わせは2パターンあり、両方のパターンで通学距離の基準を2kmとした通学距離圏域カバー率を検討しています。

その結果、大門中学校を活用するパターンAという配置の通学距離圏域カバー率が高いという結果で、拡大可能面積、用途地域ともに、両パターンの差はないが、アクセス距離圏域(1km)内における人口カバー率で優位性があり、これをモデルケースとして選定しています。

このパターンの通学距離圏域(2km)カバー率は99.8%でした。

⑤ 今後の取り組み

市では現在、50年先を見据えた取り組みとして「(仮称)公共施設のスリム化に向けた基本構想」の策定を目指し、公共施設全体の将来像を検討し、集約化・複合化・多機能化をどのように実施するかについてシミュレーションを行おうとしています。しかしながら、複数のパターンを並行してシミュレーションすることは作業量が膨大となるため難しく、一定の条件を設定してシミュレーションを行う必要がありました。

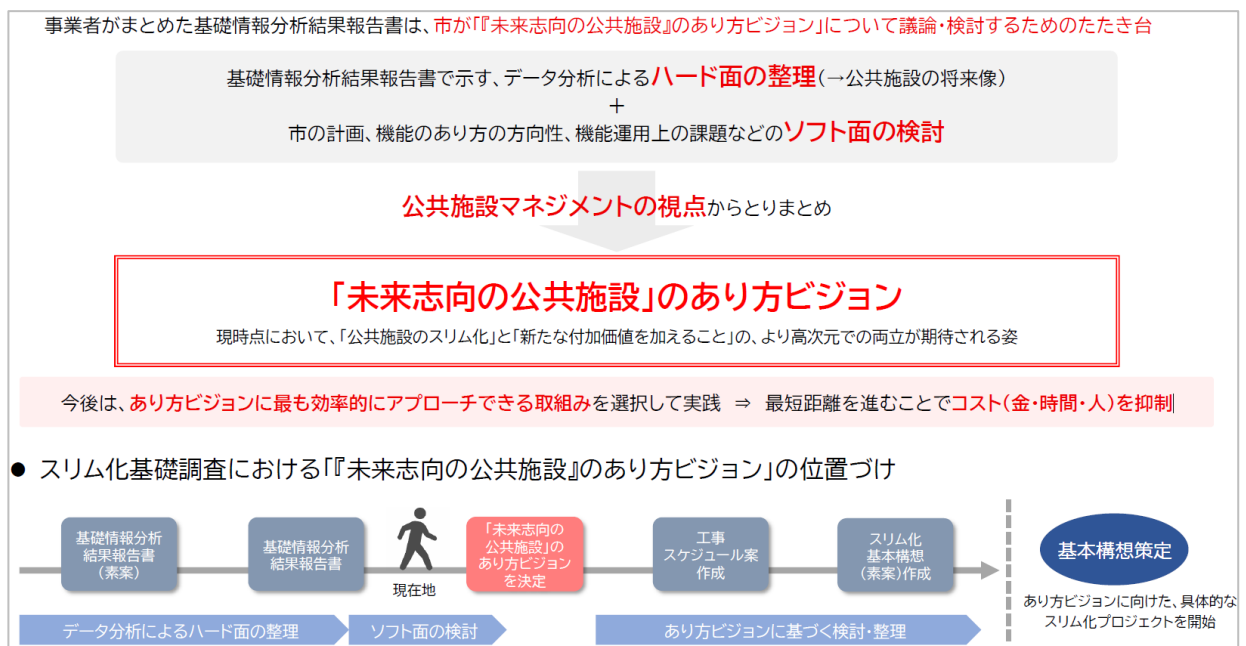
特に、学校施設は地域の核として集約化・複合化・多機能化の拠点となるため、学校の数や配置によってシミュレーションの結果が大きく異なります。このため、「学校配置のモデルケース」として、シミュレーションを行うための1つのパターンを選定することとしました。

市ではこの条件のもと、集約化・複合化・多機能化などによる学校以外の施設を含む市公共施設全体の将来像について、シミュレーションを実施していくこととしています。

教育委員会としては、学校施設の配置を市全体というマクロな視点から検討した「学校配置のモデルケース」を一定の信頼性のある検討結果として捉えながらも、実際の児童・生徒数の推移を見ながら、個々の施設の状況や課題など、ミクロな視点を加えながら、実際の取り組みを進めていく必要があると考えています。

また市では、基礎情報分析結果報告書で示す、データ分析によるハード面の整理と市の計画、機能のあり方の方向性、機能運用上の課題などのソフト面の検討を公共施設マネジメントの視点からとりまとめ、「未来志向の公共施設」のあり方ビジョンを示しました。

今後は、あり方ビジョンに最も効率的にアプローチできる取り組みを選択して実践し、最短距離を進むことでコスト(金・時間・人)を抑制するとのことであり、教育委員会としては学校施設の更新への影響を鑑み、市長部局と連携して取り組みを進めていきます。



(出典)「未来志向の公共施設」のあり方ビジョン

III. 学校施設の更新等に関する考え方

(1) 耐用年数と改修工事サイクル

① 耐用年数

「東久留米市施設保全計画」では、建物の使用年数の実績や物理的な耐久性能等の調査研究の結果によりまとめられた、(社)日本建築学会編・発行「建築物の耐久計画に関する考え方」に示されている耐用年数の考え方を参考として、通常使用の場合に想定される学校施設の標準使用年数は60年と設定しています。

図表 建築物全体の望ましい耐用年数

(出典) (社) 日本建築学会編・発行/建築物の耐久計画に関する考え方

用途	鉄筋コンクリート造 鉄骨鉄筋コンクリート造		鉄骨造			ブロック造 れんが造	木造
	高品質の場合	普通の場合	重量鉄骨		軽量鉄骨		
			高品質の場合	普通の場合			
学校 官庁	Y _o .100 以上	Y _o .60 以上	Y _o .100 以上	Y _o .60 以上	Y _o .40 以上	Y _o .60 以上	Y _o .60 以上
住宅 事務所 病院	Y _o .100 以上	Y _o .60 以上	Y _o .100 以上	Y _o .60 以上	Y _o .40 以上	Y _o .60 以上	Y _o .40 以上
店舗 旅館 ホテル	Y _o .100 以上	Y _o .60 以上	Y _o .100 以上	Y _o .60 以上	Y _o .40 以上	Y _o .60 以上	Y _o .40 以上

図表 目標耐用年数の級区分

(出典) (社) 日本建築学会編・発行/建築物の耐久計画に関する考え方

目標耐用年数級	代表値	範囲
Y _o .150	150年	120~200年
Y _o .100	100年	80~120年
Y _o .60	60年	50~80年
Y _o .40	40年	30~50年

(出典)東久留米市施設保全計画(一部加工して作成)

一方で、「未来志向の公共施設の考え方」では、「施設の劣化状況等を勘案し、経済的耐用年数を迎えていないか検討を行う」、「社会的耐用年数を迎えている場合、機能向上等の対応を検討する」など、物理的な耐久性以外の検討の視点も示されています。

② 経済的耐用年数等による検討

- 今後の改修費用と、建替えた場合の費用を比較して検討する
- 建替えた方がコストを抑えられる見込みがある場合は、施設更新を検討する
- 社会的要求を下回り機能向上が必要な場合は、改修工事等を検討する

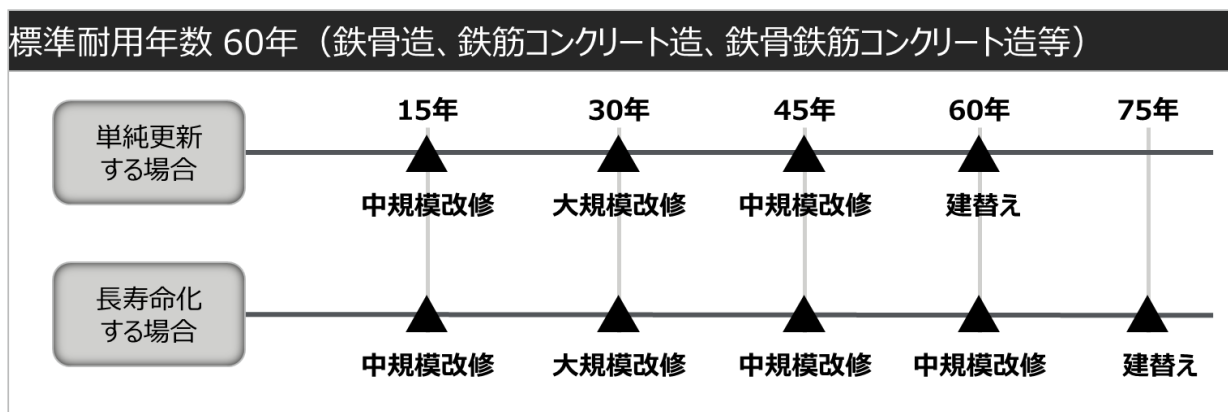
耐用年数の種類	概要
① 社会的耐用年数	建築当初に比べ、建築技術の革新や社会的要求が向上して、陳腐化する年数
② 法定耐用年数	固定資産の減価償却費を算出するために税法で定められた年数
③ 経済的耐用年数	継続使用するための補修・修繕費その他費用が、改築費用を上回る年数
④ 物理的耐用年数	建物躯体や構成材が物理的あるいは化学的原因により劣化し、要求される限界性能を下回る年数

(出典)未来志向の公共施設の考え方

② 改修工事サイクル

「東久留米市施設保全計画」では、建物の構造別に改修工事サイクルを設定しています。

市の学校施設は一部の建物を除きほとんどが鉄筋コンクリート造で、以下のサイクルで改修工事を行うことが基本となります。



(出典)東久留米市施設保全計画

建築から15年周期で改修工事を行い、築30年目には大規模改修を行うことになっています。

また、標準耐用年数である築60年を超えて使用する場合は、老朽化の状況等を総合的に勘案し、使用可能と判断した場合は築60年目に改修工事を行い、築75年まで施設を使用してから建て替えるというサイクルになっています。

この長寿命化する場合の使用年数である築75年を、目標耐用年数として設定しています。

③ 耐用年数を超える学校の維持・保全

一般的に、学校の更新工事には検討開始から完成まで7～10年程度の期間を要します。本市の財政状況等を勘案すると、複数の学校の工事を同時に実施することは望めないため、市立小・中学校を全て更新していくことを想定すると、多くの学校が目標耐用年数を超えて使用することになります。

このため、現在の改修工事サイクルの最後である築60年を超えて使用する学校施設の安全・安心を担保していくため、市長部局とも連携した、よりこまめな点検、補修等に十分に留意して対応していく必要があります。

(2)更新対象校の選定

市の財政状況等を勘案すると、市内19校の市立小・中学校について、耐用年数を迎える時期に全て更新することは難しい状況です。そのため、一定の基準をもって優先的に更新対象として検討する学校を選定する必要があります。

更新工事の順番については、築年数を基準としながらも、単に古い施設から更新するのではなく、効果的・効率的に進めていく必要があることから、他の要因により順序が前後することも考えられるため、想定される要因とその考え方を、ここで一定整理します。

ただし、施設更新の際は他の公共施設との複合化を検討する必要があり、学校施設以外の要因により順序が前後する可能性もあります。

区分	項目	考え方
基準	築年数	● 建築年が古い学校から更新していくことを基本とする
前倒し要因	① 早期着手の可能性	● 学校施設の更新は喫緊の課題であるため、各種調整や諸課題の整理が一定進んでいるなど早期に事業着手できる可能性がある学校を優先的に更新する
	② 小規模・大規模校	● 適正規模(12～18学級)から大きく離れた学級数が続く見込みで、再編や増改築などの対応が必要となる学校を優先的に更新する
	③ 仮校舎の活用	● 学校敷地外に仮校舎を確保できる場合、仮設プレハブを建設するよりメリットが大きい可能性があることから優先的に更新する
	④ 移転建替え	● 新たに適切な土地を確保することができ、移転建替えが可能な場合は優先的に更新する
	⑤ 時限的な財政支援	● 国や東京都の時限的な財政支援を受けられる場合、対象となる学校を優先的に更新する
	⑥ 老朽化の状況	● 施設の老朽化により、経済的耐用年数を超えていると判断した学校を優先的に更新する
後ろ倒し要因	① 将来の適正規模化	● 現状では適正規模(12～18学級)を超えるまたは下回る学級数でも、将来的に適正規模に収まる見込みがある場合、適正規模となる時期を待って更新する
	② 老朽化の状況	● 耐力度調査等の結果により、躯体の状況等から長期の利用が可能と判断した場合、他の学校を優先的に更新する
	③ 国庫補助等の状況	● 国庫補助の処分制限期間内にある場合等、着工が財政的制約に繋がる場合、他の学校を優先的に更新する

※項目欄の数字は優先順位を示すものではありません。

(3) 更新後に備えるべき整備水準や留意点

学校施設更新の際は、既存施設の設備・規模のまま更新するのではなく、国が示す方向性や市の各種計画等を踏まえた対応など状況に合わせ、どのような整備とするのが望ましいか検討が必要です。

また、施設の更新にあたっては、学習指導要領等に示された最新の教育内容・教育方法に対応した施設機能等を踏まえた内装・設備・レイアウト等の整備を追求したいと考えますが、これについては、各学校の更新工事の際に策定する基本計画等において検討することとします。

① 国の示す方向性等を踏まえた整備

(ア) 時代の変化に即した整備

文部科学省では、1人1台端末環境のもと、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実等に向け、新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方及び推進方策について有識者会議において議論を進め、「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」として報告書を取りまとめています。

報告書では、「未来思考」で実空間の価値を捉え直し、学校施設全体を学びの場として創造する、というビジョンが示されています。時代の変化、社会的な課題に対応していくことが求められ、柔軟性、可変性を持つ必要があります。

教育委員会では施設更新に際し、このような時代の変化に即した学校施設を整備していくことが望ましいと考えています。

新しい時代の学びを実現する空間イメージ例(未来思考の視点を含む)



ロッカースペースの配置を工夫した空間



映像編集やオンライン会議のためのスタジオ機能、ラウンジのある執務空間



安全・安心な教育環境、地域コミュニティの拠点



学校施設と公共施設との複合化

(イ)適正な学校規模等を踏まえた整備

現状では、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令」において、適正な学校規模の条件として、「小学校及び中学校にあってはおおむね十二学級から十八学級まで」とされており、学級数に応じた必要面積も定められています。

国では、学校規模の基準を学級数により設定しており、「学校教育法施行規則」では、「小学校の学級数は、12 学級以上 18 学級以下を標準とする。」とされ、中学校においても同様(12 学級以上 18 学級以下)となっています。

この標準とされた規模の範囲における必要面積の計算方法は以下のとおりです。

校舎の必要面積

学校の種類	学級数	面積の計算方法
小学校	12学級から17学級まで	$3,881 \text{ m}^2 + 187 \text{ m}^2 \times (\text{学級数} - 12)$
	18学級以上	$5,000 \text{ m}^2 + 173 \text{ m}^2 \times (\text{学級数} - 18)$
中学校	12学級から17学級まで	$5,129 \text{ m}^2 + 160 \text{ m}^2 \times (\text{学級数} - 12)$
	18学級以上	$6,088 \text{ m}^2 + 217 \text{ m}^2 \times (\text{学級数} - 18)$

※特別支援学級は1学級につき168㎡を加算

屋内運動場の必要面積

学校の種類	学級数	面積の計算方法
小学校	11学級から15学級まで	919㎡
	16学級以上	1,215㎡
中学校	1学級から17学級まで	1,138㎡
	18学級以上	1,476㎡

学校施設の更新後は、適正規模の施設を設置することを想定しているため、上記の必要面積や、小学校整備指針・中学校整備指針等、国が示す基準等を参考に、施設規模・機能等を検討します。

なお、標準の範囲の上限である18学級、基礎情報分析結果報告書で参考としてシミュレーションした20学級、東久留米市立学校再編成計画で再編成実施時期の一時的な上限とした24学級の場合の必要面積を上記の基準に照らして計算した結果は以下のとおりです。

学校の種類	必要面積の種別	18学級	20学級	24学級
小学校	校舎の必要面積	5,000㎡	5,346㎡	6,038㎡
	屋内運動場の必要面積	1,215㎡		
中学校	校舎の必要面積	6,088㎡	6,522㎡	7,390㎡
	屋内運動場の必要面積	1,476㎡		

※特別支援学級は1学級につき168㎡を校舎の必要面積に加算

② 市の状況を踏まえた整備

教育委員会ではこれまで、時代の要請に応じた学校施設の機能向上に努めてきましたが、現状の構造を前提とした整備であったため、一定の制約がありました。施設更新の際は設計段階から市の状況を踏まえた整備を行う前提で検討を行い、更なる機能向上に取り組めます。

(ア) ICT 環境の整備

今後も、時代の変化に合わせて ICT 環境を整備していく必要があり、学校施設の更新の際は、ICT 環境を効果的に活用するため、時代の変化に対応する柔軟性・可変性のある空間構成を検討する必要があります。

教室の規模や、多目的スペースの活用、ロッカースペース等の配置の工夫等により、教室空間を有効活用して、多様な学習活動を展開できる教室空間を整備することを目指します。

(イ) GX 推進方針を踏まえた整備

GX推進方針を踏まえ、学校施設においても脱炭素化(エネルギーの最適化、空調等の高効率機器の導入、ZEB化等)に取り組み、利便性・地域環境の向上等を目指します。

(ウ) 防犯機能の強化

他自治体で不審者の侵入事案が発生するなど、児童・生徒の安全・安心を守る防犯機能の強化が必要となります。そのため、施設更新の際は敷地内の避難経路や諸室の配置などのレイアウトを防犯機能の視点を踏まえて検討したり、防犯監視システム、通報装置、連絡システムなどの整備を検討します。

(エ) 災害対策の強化

学校施設は災害時の避難所に指定されており、近年の激甚化する自然災害の状況を踏まえ、災害対策の視点からの機能強化も必要です。防災倉庫機能や、ハザードマップを踏まえた水害対策機能の整備などを個々の学校の状況に合わせて検討します。

(オ) ユニバーサルデザイン化

市長部局では、学校施設を地域の核と位置づけ、地域レベルの機能は、学校をスリム化拠点施設とする検討をおこなっています。そのため施設更新に合わせ、施設を利用するすべての人々が公平に、快適に、そして安全に利用できるよう、学校施設のユニバーサルデザイン化を進めていきます。

(カ) 公共施設のスリム化を踏まえた整備

市では今後、公共施設のスリム化に向けた考え方、集約化・複合化・多機能化等の方針、施設ごとのスリム化実施方針、50年先の公共施設の将来像、実現に向けた課題、全体スケジュール等について検討を行い、その結果を「(仮称)公共施設のスリム化に向けた基本構想」として策定するとしています。

学校施設が市の公共施設の多くを占めていることを踏まえ、時代に即した良好な教育環境を確保するためには、公共施設スリム化の取り組みと連携しながら効果的・効率的に施設更新していく必要があります。そのため、学校施設更新の際には、他の公共施設との複合化等を市長部局と連携して検討します。

(4)旧下里小学校の活用

教育委員会としては、学校施設建替え工事の際の仮校舎使用は、単に仮設プレハブ校舎の設置費用を削減できるだけでなく、「騒音や振動、工事車両へ注意する必要がなく、児童・生徒の快適性・安全性が確保できる」、「工事期間中も、これまでと同水準の環境で、体育の授業等でグラウンド利用が可能」など、教育的視点からのメリットが多くあると考えます。

また、「工事を安全かつ円滑に進めるためのスペースの確保が可能」、「大型重機を工事に採用することが容易になる」といった工事を実施する際のメリットもあり、円滑な工事実施に資するものと考えます。

そのため、公共施設マネジメント推進委員会の議論で「行政利用の具体案を検討すること」とされた旧下里小学校の活用意向調査において、教育委員会では「学校施設建替え時の仮校舎としての利用」を具体案として提案し、その結果、有力な候補と位置付けられました。

その後、まずは長寿命化が可能であるかの確認が必要とされたことから耐力度調査を行い、耐用年数である築75年までの利用に問題が無いことを確認しました。

そこで、旧下里小学校の具体的な活用方法についての考え方をここで整理します。

① 活用時期

一般的に、学校施設の更新には、検討から利用開始まで、7～10年程度の期間を要します。

一方本市では、教育委員会において学校施設更新に向けた検討を開始した段階で、個別の学校施設の検討開始には至っておらず、学校施設個別施設計画の策定を進めている状況です。

また、学校施設更新の際は、他の公共施設との複合化等を市長部局と連携して検討することも必要となり、特に最初の検討には時間を要する可能性もあります。

旧下里小学校活用までの想定スケジュール

令和8年度	令和9～11年度	令和12～14年度	令和15～16年度	旧下里小学校 仮校舎活用 令和17年度
学校施設 個別施設計画	市長部局と 連携した検討	基本構想・ 基本計画	基本設計・ 実施設計	工事着工

令和8年度中に学校施設個別施設計画を策定予定ですが、その後、最初に更新する学校について市長部局と連携し複合化等について検討が必要になります。その検討経過により必要期間は増減すると考えられますが、複数年度に渡る検討が想定されます。

また、この検討結果を踏まえた基本構想・基本計画の策定では、複合化対象となる関係部署と連携し、市民に向けた情報提供などを行いながら進めることが想定され、こちらも複数年度の取り組みになることが想定されます。

学校施設の基本設計・実施設計は他自治体の事例等から概ね2年程度と想定し、これらを勘案すると、令和17年度ごろの工事着工が最短と考えています。ただし、市長部局と連携した検討等の進捗状況により、全体スケジュールが前後する可能性があります。

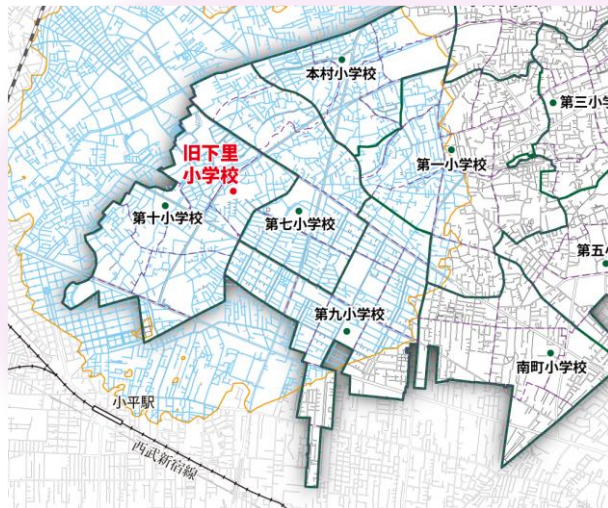
② 活用する学校

最短と想定している令和17年度から着工できたとしても、建替え工事には1校あたり3年程度かかることから、施設の目標耐用年数である令和34年度までに全ての学校施設で旧下里小学校を仮校舎として活用することは難しいと考えられます。

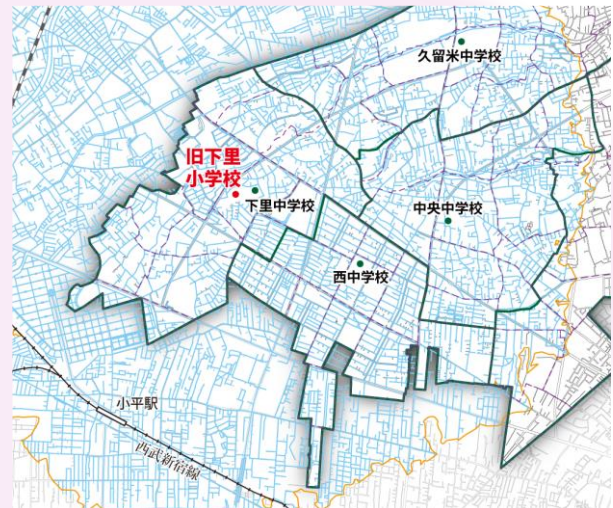
そのため、旧下里小学校から比較的近い距離にある学校の建替え工事で活用することを想定し、文部科学省の通学距離基準(小学校:概ね4km以内、中学校:概ね6km以内)と市の現状(小学校:1km圏域、中学校:2km圏域)から、文部科学省基準の半分の距離圏(小学校:概ね2km以内、中学校:概ね3km以内)の範囲の学校を活用する学校と想定し、抽出しました。

検証の結果、小学校2校(第九小学校、本村小学校)、中学校2校(久留米中学校、西中学校)が該当することになり、まずは、これら4校の建替え工事の際に旧下里小学校を仮校舎として活用することを想定します。

旧下里小学校からの通学距離2km圏域



旧下里小学校からの通学距離3km圏域



③ 留意事項等

旧下里小学校を仮校舎として活用する場合、運用面に関する課題もあり、今後検討が必要となります。時代に即した対応も必要になることから、仮校舎としての活用開始に合わせ、一定の整備等を行うことも必要です。

- 文部科学省が整理している学校施設の整備指針は、小学校と中学校で内容が異なるため、旧下里小学校を中学生が利用する場合や、その後に再び小学校として活用する場合に改修が必要となる可能性がある。
- 施設利用を終了してから一定の年数が経過しているため、大規模改修の実施や、設備面の更新、備品の整備等が必要となる可能性がある。
- 比較的近い距離の学校での活用を想定しているが、通学距離が大幅に増加する児童・生徒が発生する可能性があり、通学を支援する方策を検討する必要がある。
- 児童・生徒数の状況によっては、教室が不足する可能性がある。

(5) 施設更新に併せて検討すべき課題

学校施設の更新の際は、個々の学校の状況に合わせて整備するだけでなく、長期的な視点を持ち、将来を見据えて整備内容を検討すべき事項があります。

特に、建築物設置の有無に関わる事項はハード面への影響が大きく、更新工事検討の前に一定の方向性を定めておく必要があるため、これらに関連する事項は施設更新に併せて検討すべき課題です。

① 学校プールの整備

更新後の学校にプールを整備するかは、ハード面への影響が大きな事項です。

教育委員会では、教育部内に検討委員会を設置し、コスト面の検証や、事業者ヒアリングを実施するなど、公共施設マネジメントの視点を持ちながらの検討を行ってきました。

この検討では、最終的に、「全天候型の外部プール施設を活用」することについて、「導入することのメリットは大きい」と結論づけています。

一方で、現時点において国や東京都からの財政支援が見込めないこと、現に使用できない学校プール施設があるわけではない中、委託を導入した場合の経費は単純に増加することになること、市内でプール施設を運営する事業者が少なく、受け皿に限りがあること、外部プール施設の行き来に送迎バスを利用する場合には、別途、バスの借り上げ料などの費用負担が生じることなどの課題もあります。

教育委員会としては、今後、学校施設の更新を行う際には、原則プールは整備しない方針としたい考えですが、水泳授業の目的の達成を担保する対応が求められますので、早い段階で「外部プール施設を活用した水泳外部指導」の試行に取り組み、将来的な本市の水泳指導の在り方を考える上での知見を得た上で、あらゆる視点からの検討を行っていきたいと考えています。

② 給食の提供体制

どのように給食調理場や配膳室等を整備していくかは、ハード面への影響が大きな事項です。

教育委員会では、児童・生徒へ安全・安心な給食を提供するため、地域の実情に応じた給食の提供体制を整備しています。

小学校においては、単独・親子給食併用方式で、単独校(自校調理)2校、親子調理5組10校(調理校(親校)5校、受取校(子校)5校)という体制です。

中学校においては、弁当併用スクールランチ方式を基本としつつ、令和7年度の二学期から個別容器を用いたあたたかい献立の提供が始まりました。

現状の提供体制の維持を前提にすると、今後、学校施設の更新の際は給食調理場や配膳室等も合わせて整備する必要があります。なお、その際には児童生徒数や社会情勢を踏まえた時代に即した最適な整備内容を検討する必要があります。

教育委員会としては、現行の提供体制を基本としてその充実に努め、学校施設更新の取り組みと、これを包含する公共施設マネジメントの進捗による市内の状況、環境の変化に対する情報感度を常に高めておき、将来の学校規模や配置を踏まえた「安全でおいしい給食」の持続可能性を追究するとともに、衛生管理、アレルギー対応の充実、効率性の向上などの視点からの調査・研究に努めていきます。

IV. 今後の教育委員会の取り組み

(1) 公共施設マネジメントとの調整

今後市長部局で策定が予定されている「(仮称)公共施設のスリム化に向けた基本構想」は、学校施設を含む、市内全ての建築系公共施設を対象とした構想です。

学校施設を含む公共施設の更新の際には他の公共施設との複合化の検討が必要となることから、動向を注視し、学校施設が対象となった場合は市長部局と連携して取り組みを進めます。

(2) 想定スケジュール

令和7年度は本方針の策定のほか、市長部局において、公共施設全体の工事サイクルの考え方、既存施設の改修履歴や劣化状況を踏まえた、二重投資の防止や費用の平準化を考慮した複数のシミュレーションである、「工事スケジュールの考え方」を作成しています。

令和8年度は市長部局において、公共施設のスリム化に向けた考え方、施設ごとのスリム化実施方針、全体スケジュール等をまとめた「(仮称)公共施設のスリム化に向けた基本構想」を策定予定です。

教育委員会においても、本方針や市長部局の動向を踏まえ、「学校施設個別施設計画」を策定し、そこに10年程度の工事スケジュールを記載する予定です。

令和9年度以降、同計画に基づき学校施設の更新を進めていきます。

項目	担当	令和7年度						令和8年度												
		10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
工事スケジュールの考え方	公マネ担当	→																		
学校施設更新に向けた基本方針	教育委員会	→																		
(仮称)公共施設のスリム化に向けた基本構想(素案)	公マネ担当	→						→												
学校施設個別施設計画	教育委員会																			→

(3) 学校施設再編の進め方

基礎情報分析結果報告書における学校施設に関する検討では、現状の小学校12校、中学校7校に対し、2074年には小学校9校、中学校4校が必要学校数であるとの結論が示され、適正配置の検討も行われています。

これは現状の児童・生徒数等を基に推計した将来の姿であることから、一定の信頼性のある検討結果として捉えることができます。しかしながら、実際の児童・生徒数の推移によってはこの様相が異なってくる可能性があるとも考えておく必要がありますので、教育委員会としては、同報告書の検討結果を受けて直ちに学校再編に向けた検討を行なうのではなく、同報告書が示す将来像を念頭に置きながら、今後を展望した議論を重ね、機を逸することのない、状況に応じた対応を図っていきます。

V. 参考事例

文部科学省が取りまとめた「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」の最終報告では、効果的な取組事例、整備事例等が掲載されています。これらの中から一部抜粋し、参考事例として紹介します。

(1) 埼玉県吉川市

埼玉県吉川市立美南小学校 (老人福祉施設、子育て支援センターとの複合施設)
学校施設の複合化の例



学校の特別教室と公民館の間に設けられた学校と地域が共有する中庭

- 学校規模 / 17学級527名 (特別支援学級 / 2学級 (5名))
- 複合施設 (床面積) /
 - 小学校 (8,134㎡)
 - 公民館 (299㎡)
 - 高齢者ふれあい広場 (182㎡)
 - 子育て支援センター (105㎡)
 - 学童保育室 (358㎡)
- 整備時期 / 平成24年
- 構造 / RC造 地上3階



施設整備の背景

- ・美南小学校が立地する美南地区は、新興住宅地であり、人口が急増している。学校をはじめ既存の公共施設がないため、より広範囲の地域のニーズを踏まえ、学校とその他の公共施設との複合施設として整備した。

〇管理・運営の体制

施設	所管	管理・運営
小学校	教育委員会	教育委員会
公民館	教育委員会	教育委員会
老人福祉施設	市長部局	社会福祉協議会
子育て支援センター	市長部局	NPO法人
学童保育	市長部局	市長部局

〇公共施設の整備

- ・新興住宅地における学校施設の整備を、その他の公共施設の整備と併せて実施
- ・地域のニーズを踏まえ、小学校を中心に、乳幼児から高齢者まで、様々な年代が利用する施設を複合化
- ・小学校の特別教室や体育館を地域開放することを前提として整備

〇施設の配置・動線

- ・地域の利用者が利用する各施設や学校開放にも使用する特別教室は1階に配置し、普通教室や職員室などの諸室は2階以上に配置することで管理をしやすくしている。
- ・1階の中庭は学校と地域の利用者が自然に交流できるスペースとして設置している。





地域利用者の一般出入口には受付を設けている

子育て世代・共働き世代が増加する地域の表情に合わせた施設を整備 (左: 子育て支援センター、右: 学童保育室)

・新興住宅地における学校施設の整備を、その他の公共施設と併せて行い、多世代が集う地域の交流施設とした

・各公共施設を単体で整備するよりも、財政的な負担が軽減

出典:文部科学省,「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」最終報告の公表について(一部加工して作成)
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/044/toushin/1414523_00004.htm, (2025.12.1 参照)

(2) 埼玉県志木市

埼玉県志木市立志木小学校 (公民館、図書館との複合施設)
学校施設の複合化の例



普通教室棟と生涯学習棟をつなぐ2階ガラスとブリック

- 学校規模 / 22学級 677名 (特別支援学級 2学級 7名)
- 複合施設 (床面積) /
 - 小学校 (10,489㎡)
 - 公民館 (1,704㎡)
 - 図書館 (1,034㎡)
- 整備時期 / 平成15年
- 構造 / SRC造地下2階地上4階



施設整備の背景

- ・志木小学校と、近接する公民館・図書館の建物の老朽化・耐震化問題の解決策として、学校複合施設とする案が浮上。
- ・地域に開かれた学校として、児童と地域の人々が直接交流の機会をもつことで、学習の相乗効果が現れることを期待した。
- ・既存校舎のうち、北・西校舎を取り壊し、南校舎は耐震補強を施すこととした。

〇管理・運営の体制

施設	所管	管理・運営
小学校	教育委員会	教育委員会
公民館	教育委員会	教育委員会
図書館	教育委員会	教育委員会
学童保育クラブ	市長部局	市長部局

〇相互活用・交流活動

学校と社会教育施設の学社融合施設として、設備も人も活用した独自のカリキュラムにより、学習内容や活動の幅を広げる

<図書館の活用>

- ・小学校は、資料の豊富な公共図書館も活用可能(本の貸出しだけでなく、1日約3クラスが授業でも利用。)
- ※校内の各階には、各学年の学習状況に応じた本を揃えたチャレンジコーナーを設置

<公民館や利用者の活用>

- ・音楽室やPCルーム、ホール等は共有で使用
- ・小学校のクラブ活動や課外活動を、公民館の利用団体が支援

・公共施設の有効活用により、児童と地域の人々の学習機会も向上

・日常的に公共施設を利用したり、地域の人々と交流したりすることで、自然と社会性が身に付く

〇防犯対策

児童と公民館・図書館利用者との動線はあえて明確に分けず、大人目で見守るという方針で運営

<背景>

- ・地域で学校の児童を守ろうという意識が強い地域である(防犯対策については、あらかじめ地域と話し合い、理解を得ている)
- ・ガラス張りの壁等、見通しのよい施設であり、目が届きやすい
- ・教職員だけでなく複数の施設の職員と一緒に児童を見ている

・ハードとソフトを組み合わせた柔軟な防犯対策をとることで、児童の活動範囲を広げることができる



見通しのよいガラス張りの校舎



公民館の入口にある受付で利用者を確認

出典:文部科学省,「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」最終報告の公表について(一部加工して作成)
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/044/toushin/1414523_00004.htm, (2025.12.1 参照)

(3)香川県まんのう町

施設整備を含む先導的なPPP/PFI事業編

○複合化に関するPPP/PFI事業

◇まんのう町立満濃中学校改築・町立図書館等複合施設整備事業

老朽化した中学校の建替えに合わせて図書館と体育館を新たに整備。業務に町内公共施設の保守点検も含め、施設の長寿命化を図るとともに維持管理を効率化。

・地方公共団体名 香川県まんのう町
 ・人口 約1.9万人
 ・事業手法 中学校及び町民体育館 PFI-BTO（サービス購入型）
 町立図書館 PFI-BOT（サービス購入型）

施設外観  出所：まんのう町教育委員会資料

事業の概要

○ 中学校の建替えに合わせて町立図書館と町民体育館を新たに整備し、維持管理・運営する事業。併せてすべての町立小学校への情報教育システム導入と、町内約60の公共施設の保守点検等の業務もPFI事業者が実施する。町民体育館は、中学校の授業等でも使用されている。

事業実施の効果（一部抜粋） **早期の施設整備及び教育環境の向上**

○ 従来方式では4～5年程度かかる複合施設建設を1年半で整備できた。
 ○ 事業者が施設内に常駐して一体的に維持管理・運営を行っているため、使用者の要求に基づく対応が迅速かつ的確に実施されるようになった。

事業スキーム 

出典：文部科学省、「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」最終報告の公表について（一部加工して作成）
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/044/toushin/1414523_00004.htm。(2025.12.1 参照)

(4)兵庫県明石市

維持管理のみを行う先導的なPPP/PFI事業編

◇明石市包括管理委託

保守点検・清掃等業務に全ての日常修繕を含めて包括的に管理委託することにより施設の安全・安心を向上。市職員及び利用者双方の満足度が向上。

・地方公共団体名 兵庫県明石市
 ・人口 約30.3万人
 ・事業手法 包括施設管理委託
 ・対象施設 158施設（当初132施設）
 ・主な用途 小・中・高、養護学校、幼・保・こども園、小・中学校内コミュニティセンター、市民センター等事務所、消防庁舎等

事業の概要

○ 保守点検等業務に全ての日常修繕（130万円未満）を含めた包括委託。
 ○ 点検業務については建築基準法第12条2項及び4項の特定建築物の定期点検を含む。

事業実施の効果（一部抜粋） **技術職員と専門業者の連携で施設の安全・安心を向上**

○ 公有財産の有効活用・管理を一元的に所管する専門部署に技術職を配置。
 ○ 専門業者と連携して統一的な施設管理に係るノウハウを蓄積。（庁内に管理センターを配置し、5名を常駐配置）
 ○ 受託者の修繕担当自身が修繕を行う「内製化」に加え、市の施設管理担当の技術職員と受託者が適切な修繕方法を検討し対応方法を検討することにより、これまでと同じ金額でより多くの質の高い修繕を実現。

出典：文部科学省、「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」最終報告の公表について（一部加工して作成）
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/044/toushin/1414523_00004.htm。(2025.12.1 参照)

(5) 愛媛県大州市

維持管理等のみを行う先導的なPPP/PFI事業編

◇大洲市学校給食センター整備運営事業

大洲及び脇川学校給食センターの施設・設備の老朽化や衛生管理の向上の必要性、完全給食が未実施であった長浜地域の小学校への配慮を図る観点から、学校給食センターの整備が必要と考え、市長のリーダーシップによって、PFI事業を検討。コンサルタントの活用や市民や議会に対してPFI事業とは何かといった基本的な事項も含め、十分な理解を得られるよう説明機会を設けるなどをして上でPFI事業を実施。

○ 施設外観



○ 施設内観



○ 出所：大洲市学校給食センターホームページ

・ 地方公共団体名 愛媛県 大洲市
 ・ 人口 約4.3万人
 ・ 事業手法 PFI-BTO（サービス購入型）

事業の概要

- 大洲及び脇川学校給食センターの施設・設備の老朽化に対し、大洲及び脇川学校給食センターを集約して新たな学校給食センターを整備。
- 給食センターの整備により、衛生管理の向上等の課題解消とともに、民間ノウハウの活用により給食センターにおける地産地消の推進等を実現。

事業実施の効果（一部抜粋） **地域連携や民間ノウハウの活用により、地産地消の推進を実現**

- 民間事業者の提案による工程への柔軟な対応が実現し、地産地消の大幅な上昇に寄与。
- 民間事業者の業務体制において、アレルギー対応食専任の栄養士を配置することで、アレルギー対応食への速やかかつ細やかな対応を実施。
- 建設や維持管理業務において市内企業や市内営業拠点を持つ企業が参画するなど、地元企業の育成・活性化に寄与し、雇用の創出につなげている。
- 市職員の維持管理業務契約事務等の削減、また市職員がPFIで得たノウハウを他の公共事業に活用するなど職員の資質向上につながる。

出典：文部科学省、「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」最終報告の公表について（一部加工して作成）
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/044/toushin/1414523_00004.htm。(2025.12.1 参照)

(6) 岐阜県瑞浪市

脱炭素社会の実現と環境教育に貢献する学校施設の『ZEB』化

岐阜県瑞浪市立瑞浪北中学校

市内3校の統合再編によって平成31年4月に開校した中学校である。新しい学校づくりは、文部科学省の「スーパーエコスクール実証事業」の認証を受け、年間のエネルギー消費量を実質上ゼロとするゼロエネルギー化とともに、次世代の学校施設の在り方、環境教育の在り方について情報発信することを目指して取り組まれた。令和元年9月から令和2年8月の1年間で、全国の小中学校施設として初めてとなる、建物のエネルギー消費量が実質ゼロであるZEBを達成した。

施設概要（整備当時）	
建物面積	8,090㎡
生徒数	341人
学級数	12学級（特別支援2学級）
完成	平成31年1月

主な導入設備

設備	効果
負荷の抑制	①断熱の強化 屋根・外壁の断熱強化、low-e複層ガラス ②日射の遮蔽 ライトレール、low-e複層ガラス
自然採光・利用	③自然換気・ナイトバース 中間層における換気、夜間の躯体蓄熱 ④自然採光 懸光セオによる照明制御
機器の効率的な運用	⑤地中熱利用 ケラセ・トリック、井水・湯水の熱源水利用 ⑥省エネルギー機器の導入 高効率空調機、LED照明、全熱交換機、トヨタ・変圧器等
再生可能なエネルギー	⑦太陽光発電 屋根面に100kW相当のPVパネルを設置 ⑧風力発電 小型風力発電機 ⑨適切な運用管理 “つかう・つくる”の見える化

※普通教室への空調設置の有無は、個別情報中に開示する。

ゼロエネルギー化



写真：車田写真事務所提供、資料：日建設計・岐阜県瑞浪市教育委員会提供

『ZEB』達成の概要
 （計測期間：令和元年9月～令和2年8月（1年目））

- ①様々な省エネ手法の効果により▲50%
- ②太陽光発電の発電量を学内消費▲72%
- ③余剰電力を電力会社へ売電し、地域の省エネに寄与。この効果も加味することで▲101%

普通教室：自然光、LED照明、照明制御の組み合わせにより照明エネルギーを削減
 エコモニター：各教室に温度・湿度、二酸化炭素濃度等を表示し、生徒がモニターを見ながら照明や空調の調節

出典：文部科学省、「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」最終報告の公表について（一部加工して作成）
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/044/toushin/1414523_00004.htm。(2025.12.1 参照)

議案第20号

東久留米市教育情報セキュリティポリシー（情報セキュリティ基本方針）
の改定について

上記の議案を提出する。

令和8年3月30日提出

東久留米市教育委員会
教育長 片柳 博文

（提案理由）

地方自治法の一部改正（令和6年4月1日施行）により、地方公共団体にはサイバーセキュリティ確保の方針策定（第244条の6第1項）および公表（同上第2項）の義務が課せられた。これに伴い、本市の教育情報セキュリティポリシーを同法が求める「方針」として再定義し、併せて近年のICT環境の変化に応じた所要の改定を行う必要がある。

東久留米市教育情報セキュリティポリシー
(情報セキュリティ基本方針) (案)

東久留米市
令和5年4月
(令和8年 月改定)

目次

1	目的	- 2 -
2	定義	- 2 -
3	対象とする脅威	- 4 -
4	適用範囲	- 4 -
5	教職員等の遵守義務	- 4 -
6	情報セキュリティ対策	- 5 -
7	教育情報セキュリティ監査・自己点検の実施	- 5 -
8	情報セキュリティポリシーの見直し	- 6 -
9	教育情報セキュリティ対策基準の策定	- 6 -
10	教育情報セキュリティ実施手順の策定	- 6 -

1 目的

本基本方針は、東久留米市（以下「本市」という。）の学校が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、学校が実施する情報セキュリティ対策について基本的な事項を定めることを目的とする。

2 定義

(1) ネットワーク

コンピュータ等を相互に接続するための通信網、その構成機器（ハードウェア及びソフトウェア）をいう。

(2) 情報システム

コンピュータ、ネットワーク及び電磁的記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。

(3) 情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

(4) 教育情報セキュリティポリシー

本基本方針及び教育情報セキュリティ対策基準をいう。

(5) 機密性

情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

(6) 完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。

(7) 可用性

情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

(8) インターネット接続系システム

インターネットメール等に関わるインターネットに接続された情報システム及びその情報システムで取り扱うデータをいう。

(9) 校務系情報

学校が保有する情報資産のうち、それらの情報を学校・学級の管理運営、学習指導、生徒指導、生活指導等に活用することを想定しており、かつ、当該情報に児童生徒がアクセスすることが想定されていない情報をいう。

(10) 校務外部接続系情報

ネットワーク分離による対策を講じたシステム構成において、インターネット接続を前提として、校務で利用される情報校務系情報をいう。

(11) 学習系情報

学校が保有する情報資産のうち、それらの情報を学校における教育活動において活用することを想定しており、かつ、当該情報に教員及び児童生徒がアクセスすることが想定されている情報をいう。

(12) 校務用端末

校務系情報にアクセス可能な端末をいう。

(13) 校務外部接続用端末

ネットワーク分離による対策を講じたシステム構成において、校務外部接続系情報にアクセス可能な端末をいう。

(14) 学習者用端末

学習系情報にアクセス可能な端末で、児童生徒が利用する端末をいう。

(15) 指導者用端末

学習系情報にアクセス可能な端末で、教員のみが利用可能な端末をいう。

(16) 校務系システム

校務系ネットワーク、校務系サーバ及び校務用端末から構成される校務系情報を取り扱うシステム及び、校務系情報を扱う上で、適切なアクセス権が設定された領域で利用されるシステムをいう。

(17) 校務外部接続系システム

ネットワーク分離による対策を講じたシステム構成において、校務外部接続系ネットワーク、メールサーバ、ホームページ運用サーバ（CMS）及び校務外部接続用端末等から構成される校務外部接続系情報を取り扱うシステムをいう。

(18) 学習系システム

学習系ネットワーク、学習系サーバ、学習者用端末及び指導者用端末から構成される学習系情報を取り扱うシステム及び、学習系情報を扱う上で、適切なアクセス権が設定された領域で利用されるシステムをいう。

(19) 教育情報システム

校務系システム、校務外部接続系システム及び学習系システムを合わせた総称をいう。

(20) 校務外部接続系サーバ

ネットワーク分離による対策を講じたシステム構成において、校務外部接続系情報を取り扱うサーバをいう。

3 対象とする脅威

情報資産に対する脅威として、以下の脅威を想定し、情報セキュリティ対策を実施する。

- (1) 不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃や部外者の侵入等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取、内部不正等
- (2) 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、内部・外部監査機能の不備、委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的的要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等
- (3) 地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止等
- (4) 大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等
- (5) 電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等のインフラの障害からの波及等

4 適用範囲

(1) 行政機関等の範囲

本基本方針が適用される行政機関等は、本市の教育委員会及び学校とする。

(2) 情報資産の範囲

本基本方針が対象とする情報資産は、次のとおりとする。

- ①学校におけるネットワーク及び教育情報システム並びにこれらに関する設備及び電磁的記録媒体
- ②学校におけるネットワーク及び教育情報システムで取り扱う情報（これらを印刷した文書を含む。）
- ③教育情報システムの仕様書及びネットワーク図等のシステム関連文書

5 教職員等の遵守義務

教職員、再任用職員及び会計年度任用職員等（以下「教職員等」という。）は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行に当たって教育情報セキュリティポリシーを遵守しなければならない。

6 情報セキュリティ対策

学校が保有する情報資産を保護するために、以下の情報セキュリティ対策を講じる。

(1) 組織体制

学校が保有する情報資産について、情報セキュリティ対策を推進する教育委員会の組織体制を確立する。

(2) 情報資産の分類と管理

学校が保有する情報資産を機密性、完全性及び可用性に応じて分類し、当該分類に基づき情報セキュリティ対策を実施する。

(3) 物理的セキュリティ

サーバ、通信回線及び教職員等のパソコン等の管理について、物理的な対策を講じる。

(4) 人的セキュリティ

情報セキュリティに関し、教職員等が遵守すべき事項を定めるとともに、十分な教育及び啓発を行う等の人的な対策を講じる。

(5) 技術的セキュリティ

コンピュータ等の管理、アクセス制御、不正プログラム対策、不正アクセス対策等の技術的対策を講じる。

(6) 運用

情報システムの監視、教育情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認等、教育情報セキュリティポリシーの運用面の対策を講じるものとする。

(7) 一人一台端末におけるセキュリティ

GIGA スクール構想における一人一台端末の整備に伴い、学校内外で利用する学習者用端末に対してのセキュリティ対策を講じる。

(8) 評価・見直し

教育情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、必要に応じて自己点検を実施し、運用改善を行い、情報セキュリティの向上を図る。教育情報セキュリティポリシーの見直しが必要な場合は、適宜教育情報セキュリティポリシーの見直しを行う。

7 教育情報セキュリティ監査・自己点検の実施

教育情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて教育情報セキュリティ監査及び自己点検を実施する。

8 情報セキュリティポリシーの見直し

教育情報セキュリティ監査及び自己点検の結果、教育情報セキュリティポリシーの見直しが必要となった場合及び教育情報セキュリティに関する状況の変化に対応するため新たに対策が必要になった場合には、保有する情報及び利用する情報システムに係る脅威の発生の可能性及び発生時の損失等を分析し、リスクを検討したうえで、教育情報セキュリティポリシーを見直す。

9 教育情報セキュリティ対策基準の策定

上記6に規定する対策等を実施するために、具体的な遵守事項及び判断基準等を定める教育情報セキュリティ対策基準を策定する。

10 教育情報セキュリティ実施手順の策定

教育情報セキュリティ対策基準に基づき、情報セキュリティ対策を実施するための具体的な手順を定めた教育情報セキュリティ実施手順を策定するものとする。なお、教育情報セキュリティ実施手順は、公にすることにより本市の教育情報セキュリティ運営に重大な支障を及ぼす恐れがあることから非公開とする。

議案第 21 号

東久留米市学校運営協議会設置規則の制定について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 3 月 30 日提出

東久留米市教育委員会
教育長 片柳 博文

(提案理由)

令和 8 年 4 月から市内でコミュニティスクール制度を導入するにあたり、規定を整備する必要がある。

東久留米市教育委員会規則第 号

東久留米市学校運営協議会設置規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）について、必要な事項を定める。

(協議会の役割)

第2条 協議会は、東久留米市立の小学校および中学校（以下「学校」という。）の運営への必要な支援に関して協議する機関として、東久留米市教育委員会（以下「教育委員会」という。）および校長の権限と責任の下、保護者および地域住民等の学校運営への参画や支援および協力を促進することにより、学校と保護者および地域住民等との間の信頼関係を深め、一体となって学校運営の改善および児童、生徒等の健全な育成に取り組むものとする。

(設置)

第3条 教育委員会は、学校ごとに協議会を置くことができる。ただし、教育委員会が2以上の学校運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について1の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、前項の規定により協議会を置こうとするときは、その対象となる学校の校長、当該学校に在籍する生徒、児童の保護者および当該学校の所在する地域住民の意見を聴くものとする。

(所掌事項)

第4条 前条第1項の規定により協議会が設置された学校（以下「対象校」という。）の校長は、つぎに掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 教育課程の編成に関すること。
- (2) 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第7条第1項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施に関すること。
- (3) 学校経営計画に関すること。
- (4) 組織編成に関すること。
- (5) 学校予算の編成および執行に関すること。
- (6) 施設管理および施設設備等の整備に関すること。

2 協議会は前項各号に掲げるもののほか、対象校の校長から求められた事項について審議することができる。

3 対象校の校長は、第1項の規定により承認された基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。

(意見の申出)

第5条 協議会は、対象校の運営全般について、教育委員会または当該対象校の校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、第2条の規定を踏まえ、対象校の職員の採用その他の任用に関する事項について、教育委員会を経由し、東京都教育委員会に対して意見を述べることができる。ただし、対象校に関して個人を特定しての意見を述べることはできない。

(委員の任命)

第6条 協議会の委員は12名以内(2以上の学校について1の協議会を置く場合は20名以内)とし、つぎに掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

(1) 対象校の保護者

(2) 対象校の地域住民

(3) 学校関係者

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める者

2 教育委員会は、対象校の校長から申出があったときは、前項の委員の任命について、当該対象校の校長から意見を聞くものとする。

3 委員の辞職等により欠員が生じた場合は、教育委員会は速やかに新たな委員を任命するものとする。

4 委員は、特別職の地方公務員の身分を有する。

5 委員は、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第49条および東久留米市学校評議員設置要綱(平成14年4月1日教育委員会訓令乙第2号)に定める学校評議員を兼ねることができる。

(守秘義務等)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項のほか、委員は、つぎに掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、協議会および対象校の運営に著しく支障を来す言動を行うこと。

(任期)

第8条 委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。ただし、原則として連続して8年を超えることができない。

2 委員が前条に規定する要件を欠くに至った場合においては、当該委員の任期は当該要件を欠くに至った日までとする。

3 第6条第3項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長および副会長)

第9条 協議会に会長および副会長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 対象校の校長は、会長および副会長になることができない。
- 5 会長および副会長の任期は委員の任期による。

(会議)

第10条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 議決事項について利害関係を有する委員は、当該議決事項に関して議決権を有しない。
- 5 協議会は、会議録を作成し、保管しなければならない。

(会議の公開)

第11条 協議会の会議は、つぎに掲げる場合を除き公開とする。

- (1) 対象校の職員の採用その他の任用に関する事項について審議するとき。
- (2) その他特別の事情により、協議会が必要と認めたとき。
- 2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、会長に申し出なければならない。
- 3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(研修および情報提供)

第12条 教育委員会は、委員に対して、協議会および委員の役割および責任について正しい理解を得るため、必要な研修、情報提供等を行うものとする。

(指導および助言)

第13条 教育委員会は、協議会の適正な運営を確保するため、協議会の運営状況についての確な把握を行い、必要に応じて協議会に対して指導および助言を行うものとする。

- 2 教育委員会および対象校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう、必要な情報提供に努めなければならない。
- 3 教育委員会は、第1項の指導および助言をしたにもかかわらず、協議会において適切な運営が実施されない場合には、協議会の設置を取り消すことができる。

(委員の解任)

第14条 教育委員会は、本人から辞任の申出があった場合のほか、つぎの各号のいずれかに該当すると認められる場合は、委員を解任することができる。

- (1) 第7条の義務に違反したとき。
- (2) 委員が心身の故障のため職務を遂行することができないとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、解任に相当する事由が認められるとき。

2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合には、その理由を示さなければならない。

(運営に関する評価と情報提供)

第15条 協議会は、東久留米市教育委員会学校評価実施要綱（平成23年4月1日教育委員会訓令乙第12号）第3に定める評価を行うものとする。

2 協議会は、保護者、地域住民等に対して、積極的に評価および活動状況を公開するなど、情報提供に努めなければならない。

(部会の設置等)

第16条 協議会は、必要があると認める場合は、部会等の必要な組織を置くことができる。

(意見聴取等)

第17条 協議会は、必要があると認めた場合は、専門的事項に関し学識経験のある者その他関係人の出席を求めて意見もしくは説明を聴き、またはこれらの者から必要な資料の提出を求めることができる。

2 協議会は、必要があると認めた場合は、当該対象校の児童または生徒および委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(運営等)

第18条 協議会は、法令およびこの規則ならびにその設置目的に反しない範囲において、運営に必要な事項を定めることができる。

(委任)

第19条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会教育長が別に定める。

付 則

この規則は、令和8年3月30日から施行する。

議案第 2 2 号

東久留米市立南中学校学校運営協議会委員の任命について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 3 月 3 0 日提出

東久留米市教育委員会
教育長 片柳 博文

提案理由

東久留米市立南中学校に学校運営協議会を設置するにあたり、委員を任命する必要がある。

東久留米市立南中学校 学校運営協議会委員（案）

氏名	役職・経歴等	備考
薬師 信子	南中地区青少協会長	現学校評議員 新任
篠宮 辰哉	学園町郵便局長	現学校評議員 新任
中原 洋	学園町駐在所長	現学校評議員 新任
藤田 美十夢	子どもセンター ひばり館長	現学校評議員 新任
馬本 房子	民生主任児童委員	現学校評議員 新任
小山 三千生	民生児童委員	現学校評議員 新任
斎藤 利之	保護司	新任
川崎 達也	東京造形大学講師	新任
荻野 晶子	学園町自治会長	新任
廣島 孝司	久留米神明幼稚園 園長	新任
尾形 英樹	保護者	新任

任期：令和8年4月1日～令和10年3月31日

議案第23号

東久留米市スポーツ推進委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

令和8年3月30日提出

東久留米市教育委員会
教育長 片柳 博文

提案理由

東久留米市スポーツ推進委員の任期満了に伴い、新たに委員を委嘱する必要がある。

東久留米市スポーツ推進委員 名簿 (案)

【任期:令和8年4月1日～令和10年3月31日】

	ふりがな 氏名	再任/新任	委員年数	合算年数
1	やまむらたえこ 山 村 妙 子	再任	24	24
2	まえだとしみつ 前 田 敏 光	再任	13	25
3	かきたたいら 嘉 喜 田 平	再任	21	21
4	やなぎさわしげる 柳 澤 繁	再任	20	20
5	さいとうとしゆき 斎 藤 利 之	再任	16	16
6	あおきすみお 青 木 澄 雄	再任	15	15
7	うらさきともえ 浦 崎 友 恵	再任	13	13
8	まつもとみつこ 松 本 美 津 子	再任	10	10
9	こばちしんろう 小 鉢 真 郎	再任	10	10
10	そのだきよみ 園 田 清 美	再任	8	8
11	ひらさいちたみ 平 井 千 民	再任	8	8
12	のだたかのぶ 野 田 孝 宣	再任	8	8
13	つちだけんたろう 土 田 健 太 郎	再任	7	7
14	みながわなおみ 皆 川 直 己	再任	6	6
15	いけべてるひこ 池 邊 照 彦	再任	6	6
16	いとうゆうか 伊 藤 友 香	再任	4	4
17	はぎわらとものり 萩 原 朋 典	再任	4	4
18	つのりみきこ 津 乘 美 希 子	再任	2	2
19	まつながまこと 松 永 真 琴	再任	2	2
20	いしづかようこ 石 塚 陽 子	再任	1	1

※年数は令和8年4月1日現在

東久留米市スポーツ推進委員に関する規則（抜粋）

昭和37年4月1日教育委員会規則第2号

（目的）

第1条 この規則は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条の規定に基づき、スポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、次条第1項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、東久留米市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する東久留米市スポーツ推進委員（以下「委員」という。）について定めることを目的とする。

（職務）

第2条 委員は、スポーツの推進のため、その分担する地域または事項について次の職務を行なう。

- （1） 求めに応じてスポーツの実技の指導を行なうこと。
- （2） スポーツ活動の促進のための組織の育成を図ること。
- （3） 学校等の教育機関その他行政機関の行なうスポーツの行事または事業に関し協力すること。
- （4） スポーツ団体その他の団体の行なうスポーツに関する行事または事業に関し求めに応じ協力すること。
- （5） 住民一般に対しスポーツについての理解を深めること。
- （6） 前各号に掲げるもののほかスポーツに関する指導及び助言を行うこと。

2 前項の規定により委員が分担する地域または事項は教育長が定める。

（定数）

第3条 委員の定数は、25名以内とする。

2 前項の委員の定数がかけたときは、補欠の委員をもつてこれを充る。

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育委員会は、前項の規定にかかわらず特別の事由があるときは、前項の期間中においても委員を解任することができる。

（服務）

第5条 委員は、相互に密接な連絡をし協力しなければならない。

2 委員は、その職務を遂行するにあたって法令、条例ならびに教育委員会の定める規則および規程に従わなければならない。

3 委員は、その職の信用を傷つけまたはその職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

（研修）

第6条 委員は常にその職務を行なう上に必要な知識および技術の修得に努めなければならない。

7 東教委連発第 2 1 号
令和 8 年 1 月 2 3 日

各市町村教育委員会 御中

東京都市町村教育委員会連合会
会 長 山 下 和 則
(公印省略)

東京都市町村教育委員会連合会 令和 7 年度第 2 回研修会の
開催について (通知)

このことについて、次のとおり開催いたしますので、ご多用のこととは存じますが、ご参加を賜りますようお願いいたします。

- 1 日 時
令和 8 年 2 月 2 7 日 (金) 午後 2 時から (開場 午後 1 時半)
- 2 参加方法
以下のいずれかの方法でご参加いただけます。
 - (1) 会場で参加
東京自治会館 講堂
 - (2) オンラインで参加
接続方法は改めて通知します。
- 3 講 師
中室 牧子 氏 (別紙参照)
- 4 テーマ
「教育に科学的根拠を」
※質疑応答の時間はございません。
- 5 対象者
各市町村教育委員会 教育長、教育委員
公立小中学校長及び副校長、指導主事、事務局職員
- 6 参加者報告
次の URL より、2 月 6 日 (金) までにご報告ください。
インターネット <https://logoform.jp/form/6ibw/1409480>
LGWAN <https://tb.logoform.st-japan.asp.lgwan.jp/form/6ibw/1409480>
- 7 問合せ
東京都市町村教育委員会連合会事務局
府中市教育委員会教育総務課総務課係 大沢・戸谷
電話 0 4 2 - 3 3 5 - 4 4 2 4 (直通)
E-mail gaksoumu01@city.fuchu.tokyo.jp

「教育に科学的根拠を」

講師プロフィール



中室 牧子（なかむろ まきこ）

慶應義塾大学総合政策学部 教授

慶應義塾大学卒業後、日本銀行等を経て現職。コロンビア大学にてMPA、Ph. D. 取得。

専門は教育経済学。国のデジタル行財政改革会議、規制改革推進会議等で有識者委員を勤める。

著書は「科学的根拠（エビデンス）で子育て」、ビジネス書大賞 2016 準大賞を受賞し発行部数 37 万部を突破した『『学力』の経済学』（ディスカヴァー・トゥエンティワン）、週刊ダイヤモンド 2017 年ベスト経済学書第 1 位の『原因と結果』の経済学』（共著、ダイヤモンド社）など。

2021 年 9 月からデジタル庁のシニアエキスパート（デジタルエデュケーション統括）。